

平成30年7月2日

◎加藤委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。（10時6分開会）

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元の付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。

また委員長報告の取りまとめについては、7月4日、水曜日の委員会で協議をしていただきたいと思っております。

お諮りいたします。

日程案については、先ほどの説明のとおり行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、付託事件の審査並びに報告事項を一括議題として、各部の説明を受けることにいたします。

《産業振興推進部》

◎加藤委員長 それでは産業振興推進部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎井上産業振興推進部長 当部からは、一般会計補正予算1件と、報告事項1件でございます。総括して御説明をさせていただきます。

まず補正予算ですけれども、お手元の右上に②とあります議案説明書（補正予算）の、4ページをお願いします。

地産地消・外商課から、279万9,000円の補正予算案を提出させていただいております。ことし9月28日にグランドオープンします、名古屋市内の大型商業施設に出店する地域商社の店舗を、中部地区における外商拠点と位置づけまして、その出店を支援するための新たな補助金の創設をお願いするものでございます。中部地区は首都圏、関西圏に次ぐ商圈規模を有しております、この4月に地産外商公社の担当職員も1名配置しまして、その活動を強化しているところでございます。今回の外商拠点の設置を契機に、さらなる外商拡大を目指してまいりたいと考えております。

また報告事項でございますけれども、まるごと高知レポートでございます。このレポートは、県内の事業者や県民の皆様へ地産外商公社の外商活動や、まるごと高知の運営状況などをお知らせすることを目的として、年に2回発行しております。今回の第27号は平成29年度の取り組みの総括となっております。それぞれ詳細につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。

以上で、私からの説明を終わります。

〈地産地消・外商課〉

◎加藤委員長 次に、地産地消・外商課の説明を求めます。

◎合田地産地消・外商課長 まず平成30年度一般会計補正予算について御説明を申し上げます。資料ナンバー②の議案説明書（補正予算）の5ページをお願い申し上げます。

左から3列目の補正額の欄にありますとおり、今回279万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。その中身につきましては、県内の食品卸機能を持つ事業者、いわゆる地域商社が名古屋にオープンする大型商業施設内に、中部地区での外商拠点となる県産品ショップを出店することについて、その経費の一部を補助するものでございます。

詳細については別資料で説明させていただきますので、恐れ入りますが産業振興土木委員会資料（補正予算）の産業振興推進部、赤いインデックス、地産地消・外商課の1ページをお願い申し上げます。カラー刷りの資料でございます。

まず、今回の出店のお話につきましては、これまでに培いました県の人脈を通じて情報をいただきました。その際、県としましてはこの店舗を中部地区の外商拠点とし、なおかつここに、これまでの地産外商の取り組みで伸びてまいりました、民間の力を取り入れたいと考えるところでございます。そうした考え方のもとで、県内の複数の地域商社にお声かけしたところ1社から手が挙がり、この資料の左上にありますように、今回の出店が地域商社主体の取り組みとなったところでございます。県あるいは地産外商公社の取り組みに加えまして、こうした地域商社の主体的な取り組みを後押しし、その力を一層伸ばしていただくことで、さらに地産外商が加速化するものと考えております。

補助の内容につきましては、店内装飾や什器の設置工事費などに対する補助率は2分の1、観光PR動画などを流しますモニター設備等につきましては、県から設置をお願いしたこともございまして、補助率10分の10としております。こうした支援を行いますことで、単に県産品を販売するショップというだけでなく、資料の右上にありますように、外商拠点といたしまして販路開拓や県産品の磨き上げ、高知県情報の発信といった機能を発揮させていきたいと考えております。特に実際に商品が並ぶこうした拠点の存在は、外商の実効性が高まり、中部地区での外商拡大に向け非常に有効であると考えております。

資料の中段にありますように、中部地区は首都圏、関西に次ぐ人口規模を有し、1人当たりの県民所得は首都圏に匹敵する水準でございます。また、平成28年度にコンサルタントに依頼して行った調査においても、中部地区の商圈としての評価は非常に高く、外商拠点の設置が効果的との結論もいただいております。

このように中部地区は非常に有望な商圈である一方、外商活動には課題もございました。資料の中段の左側に、3大都市圏について地産外商公社が全国展開を始めた平成27年度と、直近の平成29年度の成約件数、成約金額を比較しておりますが、中部地区のポテンシャル

を考えると、その伸びは十分ではないと考えております。また、これまで公社の大阪グループが中部地区をカバーしておりましたが、常駐していないことから、日常的な販路開拓には限界がございました。

こうした課題に対応するため、資料の1番下にありますように、本年4月から公社の外商担当を名古屋に配置するとともに、本年10月には公社主催の展示商談会を名古屋で初開催することとしております。加えまして、今回の地域商社の店舗を外商拠点として存分に活用し、地域商社と公社が連携して取り組んでいくことで、中部地区での外商拡大につなげていきたいと考えております。

次に、今回の県産品ショッポの立地環境や店舗形態について御説明いたしますので、次の2ページをお願い申し上げます。ショッポが設置されます大型商業施設は、三井不動産が整備する、ららぽーと名古屋みなとアクルスという施設で、中央に地図がございしますが、名古屋の中心地から名古屋港に向かって電車で約25分のエリアに立地いたします。みなとアクルスといいますのは、東邦ガスグループが主導する名古屋市港区の大規模開発事業によって新たに誕生するエリアで、ららぽーとの後も大型マンションや複合業務施設の建設などが計画されております。

また、店舗形態につきましては、資料の下段に記載しておりますが、東京の企業が運営する、しなまつりという店舗。この「しな」というのは都道府県の数47をあらわすものでございますけれども、この店舗内の一角に出展するもので、本県のほか沖縄県、岐阜県高山市の各地域店舗に加え、カフェや催事スペースを備えた、いわば複合型のアンテナショッポとなります。さらにこの店舗の隣接には、北海道のショッポが開設されるとお聞きしておりますので、他地域のショッポとの相乗効果による誘客も期待できるものと考えております。オープンにつきましては、本年9月28日の予定でございます。

説明は以上でございます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 しなまつりの、今言われたように47都道府県という意味で「しな」とされているということであれば、この店舗は47都道府県の品を全て扱ってやるということなのかと。ただそういった中で出店地域は3地域しかないというのが、なぜ3地域だけなのかと。それと94坪中、高知県分が10坪ということなんですけれども、沖縄や高山、それ以外で、どんな内訳になっているのかと。この10坪分のテナント料はどれぐらいで、それはいわゆる地域商社が全て負担をするのかどうか、などについて教えてください。

◎合田地産地消・外商課長 まず47都道府県の商品を扱うかどうかでございますけれども、この店舗全体を運営する東京の企業が扱います。地域店舗が3店舗入りますけれども、催事スペースが10坪程度ございまして、そこは東京の企業が直営をするスペースでございます。そのスペースで入れ替わりで、その東京の企業さんがそのほかの県の商品も扱う

ということでございます。

あと地域店舗につきましては高知県10坪、高山も同じ程度、約10坪程度。沖縄が20坪程度と聞いております。それ以外は、今申し上げた催事スペースとか、カフェとか、通路、レジ、バックヤード等でございます。

最後にテナント料でございますけれども、このテナント料として幾らとは聞いておりません。今回入る地域商社の売り上げの一定割合を納めることで、テナント料相当、あるいは光熱水費など必要な経費を全て賄うということ。これらは地域商社が負担をするということでございます。

◎坂本（茂）委員 そしたら県としては、いわゆる最初の初期投資の部分の補助だけで、それ以降の売り上げ状況がいかほどになるかが、補填をしたりとかはないということでしょうか。

◎合田地産地消・外商課長 初期投資だけで、後のランニングコスト等の負担は考えておりません。

◎坂本（茂）委員 もう一つ、さっき言われるように、中部地区が今後いろいろ外商拡大とかに向けた調査によると、さらにもう少しポテンシャルがあるんじゃないかと。しかしそれを伸ばし切れていないという今の状況の中で、例えば平成29年でいうと2.2億円、644件なんですけれども。これらがどれぐらいを目標として伸びていく可能性があると考えられているのでしょうか、あるいは試算がされているのでしょうか。

◎合田地産地消・外商課長 具体的な試算は今現在持っておりませんが、私どもとしましては関西圏での成約、金額、件数が、一つの目安になると考えております。

◎吉良委員 そもそもこの地域商社、入札だとかなんとかじゃなくて、県が働きかけたということですよね。どういう事業内容で運営をなさっている商社だったのかということ。それから、その何社か呼びかけて競争にもならなかった、その経緯も含めてお教えいただければと思います。

◎合田地産地消・外商課長 今回のお話につきましては、県に情報をいただきまして、県内の七つの事業者、自分のところの商品だけではなくて他の事業者の商品を扱って、いわゆる卸あるいは商社的活動をしている7社にお声かけをさせていただいて、結果的にその1社だけが手を挙げたということでございますが。その1社につきましては、我々これまでもお付き合いがありますけれども、県内の中では最も多くの事業者の商品を扱っている地域商社でございます。これまでも地産外商公社が活動する中で、地産外商公社はいわゆる商流には入りません、帳合の機能は持っていないので、地産外商公社が開拓した取引先に対して、その地域商社なんかは、実際の商流に乗って県内商品を扱ってきたという経過もございます。そういった企業でございます。

◎吉良委員 どのような事業をなさっていたのかがよくわからないんですけれども、その

商社名は今、出すことはできないんですか。

◎合田地産地消・外商課長 高知県特産品販売株式会社でございます。

◎吉良委員 どれだけの売り上げがあるところですか。実績として、例えば首都圏だとか関西でも事業をなさっていたのかどうかを含めて。

◎合田地産地消・外商課長 首都圏あるいは関西、既に中部あたりでも御商売をなさっていると聞いております。それと、この事業者は随分前、平成12年ごろでございますけれども、当時県が県産品をPRするショップとして、まさにアンテナショップを支援した時期がございました。今みたいに地産外商の取り組みが始まる大分以前、橋本前知事の時代でございましたけれども、そのときに支援したショップを今現在も東京吉祥寺で運営をしている企業でございます。

◎吉良委員 十分な効果があるように、引き続き県も頑張ってくださいと思います。

◎西森委員 確認なんですけれども。しなまつりという店舗があって、そこが94坪の広さのスペースがあって、そのうちの10坪を高知県の、ある面ではブース的な形で、この特産品販売さんが使うと。今回の280万円弱の予算は、その10坪の店舗を設置するに於ける補助金だという考えでいいんですか。

◎合田地産地消・外商課長 おっしゃるとおりでございます。

◎西森委員 先ほど坂本茂雄委員の質問の中で、目標はどれくらいかという話がありまして、関西を目指しているというところですけど。その店舗と、その外商とは、どういう形でつながってくるのか。

◎合田地産地消・外商課長 この店舗自体はもちろん販売をいたしますけれども、ここを使って、ここに例えば公社の名古屋に配置した職員が、バイヤーを連れてきて、実際に商品を見せて商談する。あるいは、ここでサンプルを公社の人が購入して、バイヤーの企業へ営業活動をかける。基本的にはそういう使い方が中心になるかと思っております。まると高知もまさにそういったやり方を、これまでしてまいっておりますので、ミニまると高知という使い方になろうかと思っております。

◎西森委員 そうすると、その10坪の中に商談をするスペースも確保されているという考えでいいんですね。

◎合田地産地消・外商課長 商談をする、例えばテーブル、椅子みたいなものがあるわけではないですけども、それはまると高知も同じでございます。実際その商品、その通路に立って見せるといいますか、そういうやり方にはなろうかと思っておりますけれども。先ほど申し上げたように、来ていただくこともありますが、実際その商品を持って伺うことも、多分多くあろうかと思っております。

◎西森委員 その10坪の中には、当然高知県産品だけという考えでいいんですか。

◎合田地産地消・外商課長 そこはもう高知県産品だけ置いていただくことで、お願いを

しております。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、産業振興推進部の議案を終わります。

続いて、産業振興推進部から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

「まると高知レポート」について、地産地消・外商課の説明を求めます。

◎合田地産地消・外商課長 産業振興土木委員会の資料（報告事項）の産業振興推進部、赤いインデックスの地産地消・外商課をお願いを申し上げます。

まると高知レポート第27号につきまして、御報告をさせていただきます。今回のまると高知レポートは、平成29年度の取り組みを総括したものでございます。表紙をめくっていただきまして、1ページをお願い申し上げます。

このページには平成29年度の活動と、その結果得られた成果の全体像を記載しております。まず、1の県内事業者の営業活動支援につきましては、主な活動として個別企業への訪問回数は2,187回、百貨店や量販店等での高知フェアの開催は176回、公社のパイプを生かした個別商談会への出展事業者数は119社などとなっております。その結果県内事業者の成約件数は9,127件、成約金額は35億4,100万円ということで、前年度を上回る成果に結びついたところでございます。

次に、2の商品の磨き上げの支援につきましては、まると高知でのテストマーケティングや催事に51社、199商品の利用がございました。また、まると高知で取り扱う商品の商談と、外商に関するさまざまな相談をセットにした商談相談会を、県内で延べ8回開催しまして、新たに外商にチャレンジする県内事業者や新商品の掘り起こしを行っております。

次に、3のアンテナショップの運営につきましては、売り上げは物販と飲食を合わせまして4億4,400万円余りとなり、過去3番目となりました。物販部門につきましては、昨年有名芸能人の番組の大きな効果により、過去最高の売り上げを記録しましたが、その反動減ということもございまして若干落ちております。飲食部門につきましては昨年2月に就任した新料理長のリーダーシップのもと、メニューの見直しなどに積極的に取り組みまして、前年度比8.4%アップの売り上げとなっております。

次に、4の高知県情報の発信につきましては、まると高知の地下1階に設置しております観光・移住・ふるさと情報コーナーに、観光を中心に1,247件の相談をいただきました。また、「高知家」プロモーションを初め県産品や観光、移住などの情報発信に取り組みました結果、テレビへの露出による広告効果は、広告費換算で前年度を上回る63.1億円となっております。

次の、2ページをお願い申し上げます。上段につきましては、公社まると高知の活動

による経済波及効果を算出したものでございます。左端の一般財源投入額の欄の、まず県補助金は、公社のプロパー職員の人件費や、県内事業者の営業活動支援、高知県情報の発信など、収益のない事業への補助金でございます。人件費負担は、県からの派遣職員8名に対し、県が直接支給する人件費でございます。建物の家賃負担はまるごと高知と公社外商事務所の年間の家賃でございます。以上によりまして県の一般財源投入額の合計は3.85億円となっております。

真ん中の活動の結果の欄は、先ほど御説明しましたので省略させていただきまして、右端の活動の成果の欄のまず成約金額は、県内事業者の29年度の成約金額でございます。店舗での売上原価は、まるごと高知の物販部門、飲食部門におけます県内事業者からの仕入れ額でございます。観光客等の増加効果は、まるごと高知への来店者数をもとに、一定の条件で推計した効果額でございます。これらに産業連関表に基づきます生産誘発倍率を用いて経済波及効果を算出した結果、一般財源投入額の約19倍となる72.2億円となり、さらに高知県情報の発信による広告効果を加えますと、135.3億円の効果につながっているところでございます。その下の表は、公社設立年度からの活動及び成果の実績でございます。公社の仲介あっせんによる成約件数、成約金額は年々伸びてきている状況でございます。

3ページをお願い申し上げます。上段は成約件数、成約金額の地域別の状況でございます。これらは県内事業者へのアンケート調査により把握をしております、成約件数金額とも首都圏が多く、次いで関西、中部となっております。

中段は展示商談会等への参加事業者数の状況でございます。近年は下のほうに書いております、公社のパイプを生かした個別商談会や、大手卸の展示商談会などに特に力を入れております。29年度は、延べ692社の県内事業者の皆様に、さまざまな展示商談会に御参加いただいたところでございます。

下段につきましては、先ほど申し上げました県内事業者へのアンケートの中で、公社の活動に対する評価も伺っておりまして、その結果をまとめたものでございます。左側は公社の支援が販売にどう影響してるかということでございますが、67.6%の事業者に大きく役立っている、または役立っているとお答えをいただいております。また右側は、今後の公社の外商活動に対する期待度でございますけれども、「大いに期待している。」と「期待している。」を合わせまして、95.5%に上っております。こうした御期待に応えられるよう引き続き取り組んでまいります。

次の4ページ以降は、ただいま説明させていただきました成果などに関連して、まるごと高知の売り上げ関係のデータや、各部門の主な取り組みなどを記載しておりますが、御参照いただきまして、説明のほうは省略をさせていただきます。

以上でございます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎三石委員 料理長さんを変えたら、お客さんがようけ来でした。だから売れたという報告があったけど。

◎合田地産地消・外商課長 昨年2月に料理長が新しく就任いたしました。その前の料理長は個人的な事情があり退職されまして、少しタイムラグがあって、その新しい料理長を雇用させていただいたということで。この料理長は、長い間城西館でお仕事されていた方で。かなり高知の食材に精通された方で、メニューががらっと変わりました、非常に新しいメニューなんかも積極的に取り入れていただきまして。例えばこの5ページの下段に、特に出たメニュー、右側が飲食部門でございますけれども、ここに書かせていただいておりますが、このうちの半分ぐらいは前の年まではなかったメニューでございます。そういう効果が非常にあらわれておりまして、売り上げの増にもつながっていると考えております。

◎三石委員 城西館のほうは困ったんじゃないですかね。無理に引き抜いたということじゃなくて、ちゃんと円満にいったわけ。

◎合田地産地消・外商課長 そこは城西館の藤本社長も、快く送り出していただいたということで。ちょうどその料理長が仕切っておられました、四季亭という城西館の中のお店が閉店することになりまして、そのタイミングで雇用させていただいたということでございまして、特に城西館との問題はございません。

◎三石委員 それはええことですわ。ぜひ繁盛するように。

◎西森委員 この来店者数で、アンテナショップをつくるときに目標を掲げておったと思うんですけども、その目標に対して、この年間約70万人というのはどういった状況なのか、教えていただければと思います。

◎合田地産地消・外商課長 アンテナショップを立ち上げるときに、目標100万人としております。これまで最大が28年度の76万3,000人ということで、まだ目標値である100万人に達した年はございません。

◎西森委員 これはずっと100万人を目指して、アンテナショップの取り組みはこれからもやっていくという考えでよろしいのでしょうか。

◎合田地産地消・外商課長 そこはずっとやってきて達していないので、なかなかハードルは高いと感じておりますが、そこを目指してやらせていただきたいと思います。

◎西森委員 当初の100万人と、去年でいえば70万人になるわけですが、その差というかギャップは、どういったところに当初の予定との違いが出ているのか。またその原因とかを教えていただきたいと思います。

◎合田地産地消・外商課長 もう8年ぐらいショップをやっていますが、まだまだ知ってもらっていないところはあろうかと思っております。最近ですと、例えばインターネットはもちろん、SNSとかを使って発信しておりますけれども。例えば76万人に届いた28年度は、

先ほど申し上げた有名芸能人の番組で取り上げられたということで、その影響も大きかったと思いますので、やはり広く知っていただくことが大事です。近年ショップにいらっしやった方にアンケートをとっておりますが、たまたま通りかかって来られる人が、かなりまだ多いということで。やっぱり発信をまだまだやっていないと、まるごと高知を目指しておいでになる方の数をふやしていかないといけないと思っております。

◎西森委員 物販のお客さんの単価で、客単価が合計で1,240円になっていますが、これは他県のいろんなアンテナショップもあるわけですが、他県のアンテナショップと比べて、この高知県の単価がどういう状況なのか、わかっていれば教えていただきたい。

◎合田地産地消・外商課長 例えば隣の沖縄県や、近くにある交通会館の北海道のショップも私自身見たことがありますけれども、単価自体がそんなに違うということはないと思います。恐らく高いのは、高知県から少し離れたところにある石川県のショップなんかは結構、輪島塗の漆器なんかも置いてまして、非常に高い物も置いていましたけれども。そんなに単価自体が高いとは思いません。北海道や沖縄県はたくさん人が来られていますので、そういう意味で売り上げは高知県よりかなり上とお聞きしておりますので。単価というよりはやはり、来店客数をふやすということが大事なかなと思います。

◎西森委員 ちなみに各道府県のアンテナショップなんかのこういった単価は、調べたりしてるのでしょうか。

◎合田地産地消・外商課長 いわゆる調査という形では調べておりません。先ほど申し上げたように店舗を見に行き、どんな物を売っているかを見たことはありますけど。地域活性化センターという国の外郭団体が、一応都内の都道府県のアンテナショップの売り上げなんかを取りまとめて、年に1回報告をされております。それを見る限りは、売り上げでいうとやっぱり北海道が断トツトップ、その次が沖縄とか広島とか、高知県はその次ぐらしい状況だと理解しております。

◎井上産業振興推進部長 もともとこの1番最初のアンテナショップの基本計画をつくったときに、いろいろ調べたときには大体1,000円ぐらいでした。さっきの100万人という目標がありましたけれども、大体レジ通過者が3割程度なので、3割掛ける1,000円で3億円の売り上げの目標でやっておったところですが、やっぱりふたをあけてみると地下の日本酒なんか、結構単価が高いものも最近売れておりますので、若干そのとき想定していた単価よりは上がってきたと。来店客数は若干計画を下回っておりますけれども、全体としての売り上げは、客単価の伸びによって上がってきたところがあります。なので、さらに今後來店客数を伸ばしていくと、単価も上がっていますから、いい売り上げにつながるんじゃないかと思っております、引き続き努力していきたいと思っております。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、産業振興推進部を終わります。

《中山間振興・交通部》

◎加藤委員長 それでは続いて、中山間振興・交通部について行います。

中山間振興・交通部から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けるといたします。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎川村中山間振興・交通部長 中山間振興・交通部長の川村でございます。

当部よりは1件の御報告をいたします。御報告の内容は、とさでん交通の取り組み状況等についてでございます。四半期ごとに開催されております、とさでん交通株式会社のモニタリング会議が先週6月26日に開催され、昨年度1年間の経営実績等について説明がありました。売上高、経常利益などが事業再生計画を上回っており、会社設立から4期連続で黒字決算となったと聞いております。

詳細につきましては、担当課長から御報告をさせていただきます。

〈交通運輸政策課〉

◎加藤委員長 それでは次に、とさでん交通の取り組み状況等について、交通運輸政策課の説明を求めます。

なお、岡田企画監から公務のため、本日の当委員会を欠席する旨の届け出がっておりますので御了承願います。

◎濱田交通運輸政策課長 交通運輸政策課長の濱田と申します。

それでは、とさでん交通の取り組み状況等につきまして、御報告をさせていただきます。お手元の資料の赤色の交通運輸政策課のインデックスのあるページをごらんください。資料の説明に入ります前に、まずモニタリング会議の位置づけ等につきまして説明をさせていただきます。

モニタリング会議とは、とさでん交通が債権者である金融機関と、株主である県と、12の市町村に対しまして、四半期ごとに事業再生計画の進捗状況などにつきまして、報告を行う場でございます。

それでは資料、第14回モニタリング会議御説明資料をごらんください。先月26日に開催されましたモニタリング会議では、会社の設立から4期目となります平成29年度の決算等につきまして、会社側から説明がございましたので、その内容につきまして御報告をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、上半分の右下の番号が3のスライドをごらんください。こちらの表は、会社全体の損益計算書を計画値と対比したものでございます。左端の列は昨年度の第4四半期の実績値、左から2列目は年間の計画値、左から3列目は昨年度1年

間の実績値となっております、左から4列目は計画値に対する達成率となっております。

まず売上高でございます。1番上の行の左から3列目、昨年度1年間の売上高は56億9,700万円となっております、計画を1億5,300万円ほど上回っております。

次に表の中ほど、営業費の合計は54億3,300万円となっております。賃金体系の統一など人事制度改正や、運転手不足に伴います時間外手当の増加などによる人件費の増加や、軽油の単価が計画策定時より低位で推移したことなどによる動力費の減少など、勘定科目により増減はございますけれども、計画値に対しましては1%ほど増加をしております。

その下の行、網掛けをしております営業利益は、4億3,300万円の赤字となっており、計画を下回っておりますが、その2行下の経常利益につきましては4億700万円の赤字となっておりますけれども、計画値と比べまして1,500万円赤字幅が縮小し、計画を達成しております。

経常利益に路線バスの運行補助金など、特別利益と特別損失と加減をいたしました税引前の当期利益では1億5,300万円の黒字。税引後の当期純利益でも、計画を上回る1億円の黒字を計上しております。

とさでん交通の事業再生計画では、実質3期目に当たります平成29年度に単年度黒字を達成する計画となっておりますが、これまで会社の設立から4期連続で単年度黒字決算となっております。また、いずれの年も事業再生計画を上回る決算となっておりますことから、ここまでは順調に推移しているのではないかと受けとめております。

次に、路線バス部門と軌道部門の専属営業損益につきまして御説明をいたします。なお、専属営業損益とは本社費用などの共通経費を配賦する前の部門の収支を意味するものでございます。

まず、路線バスでございます。右下の番号が4のスライドをごらんください。売上高は表の左から2列目、10億3,100万円となっております、計画に対しまして達成率95%となっております。主な要因としましては、昨年4月からのスクール線の減便や、同じく昨年の10月から高知と安芸を結びます安芸線を、子会社である高知東部交通に移管したことによる影響が大きいと考えているとの説明がございました。

下から3行目の営業費につきましては、人事制度の改正や乗務員不足によります時間外手当の増加などによりまして、人件費が計画値より増加したことなどから、計画より7,000万円増加の15億1,600万円となっております。これらの結果、路線バス部門の専属営業損益は、計画を下回る4億8,500万円の赤字となっております。

次に軌道、いわゆる路面電車でございます。右下の番号が5のスライドをごらんください。売上高は計画を4%、額にして4,500万円上回る10億4,500万円となっております、計画を達成しております。

営業費につきましては、路線バスと同様に、人事制度の改正や乗務員不足による時間外

手当の増加などによりまして、計画より9,700万円増加の9億9,400万円となっております。これらの結果、軌道部門の専属営業損益は計画をやや下回ってはおりますけれども、5,100万円の黒字を確保しております。

次に番号6のスライドは、貸借対照表を計画値と対比したものでございます。固定負債のうち長期借入金につきましては、平成26年10月の会社設立時には旧会社から37億6,000万円余りを承継しスタートしておりますが、本年3月末の借入金の残高は28億8,000万円余りまで減少しておりまして、計画を上回る水準で借入金の返済が順調に進んでいるとの説明がございました。

ページを1枚おめくりください。番号7、8のスライドは、路線バス、軌道の利用状況でございます。まず、番号7のスライド、路線バスでございます。冒頭に青い文字で記載しておりますとおり、運送収入は前年比94%、ICカードですかによります利用客数は前年比89%となっております。その理由といたしましては、専属営業損益のときにも御説明いたしましたとおり、昨年4月からのスクール線の減便、同じく昨年10月からの、安芸線の子会社に移管したことによる影響だと分析しているとの説明がございました。

ちなみにスクール線、安芸線の影響を除きました年度累計のICカード利用客数は、前年同期比で99%とわずかな減少となっておりますので、やはりスクール線と安芸線の影響が大きかったのではないかと推測をされます。なお、現金での利用も含めました昨年度1年間のトータルの路線バスの利用者数は314万人、前年比94%となっております。

次に、番号8のスライドをごらんください。軌道でございます。運送収入はほぼ前年並みを確保しておりまして、ICカードですかによります利用客数は、前年比1%のわずかな減少と、比較的堅調に推移をしております。その要因といたしましては、観光客の増加でありますとか、各種の利用促進のための取り組みの効果があらわれてきたものだと考えているとの説明がございました。現金での利用も含めました、昨年度1年間のトータルの利用客数は、前年度を4万3,000人余り上回る、過去10年間で最高の612万4,000人であったとの説明がございました。

続きまして、番号9のスライドをごらんください。こちらは公共交通の利用促進に向けた取り組みを一覧にしたものでございます。左の表の1番は、平成28年4月に導入いたしましたバスロケーションシステム、バスこっちのデータを活用いたしまして、恒常的なおくれが大きかったバス、66便のダイヤの見直しを行いまして、お客様の待ち時間の減少など、利便性の向上に努めているとの説明がございました。

また表の2番、ローラー活動につきましては、平成27年の10月から開始をしたものでございまして。毎月1回社長を先頭に役員、社員の皆さんが、バスや電車の沿線地域に出向きまして、住民の方々と直接お話をし、時刻表やサービス一覧表をお渡しするなどの地道な取り組みを行っているものでございます。

また表の15番でございますけれども、将来の利用者であります小学生に、公共交通に興味や関心を持ってもらう取り組みの一環といたしまして、小学校を訪問いたしまして、バスマップの使い方がありますとか、ですかを使ったバスへの乗車体験などを行う出前授業というものを、昨年の2月から開始をしております。これまでに延べ9校で実施をしております、今後も継続して実施をしていく計画だというふうにお聞きをしております。

右下の表7番は、大型のディスプレイで、バスの現在の位置を確認することができます、設置型のバスロケーションシステムというものを、ひろめ市場でありますとか、はりまや橋のサービスセンターなど、5カ所に設置をしておるものでございます。これはスマートフォンなどをお持ちでない、特に御高齢のお客様などにつきましても、バスの位置情報をお知らせすることができるようになりましたので、サービスの向上につながっているのではないかとのお話ございました。なお、本年度につきましても、追加で数カ所に設置をするよう検討を進めているとの説明もございました。

最後に、右下の番号が10のスライドは、公共交通に係る設備投資計画の実施状況でございます。事業再生計画では、毎年5台ずつ低床型の路線バスを導入する計画としておりまして、計画に沿ってバスの更新が行われているとの説明がございました。両社が統合する前の低床バスの台数は、合計で44台でございましたけれども、ことしの3月末時点の台数は64台と、20台ほど増加をしております。また、路線バス全体に占めます低床型バスの割合も49.2%、ほぼ2台に1台まで増加をしておりますので、御高齢の方あるいは障害をお持ちの方にとりましても、利用しやすい環境が徐々にではありますが整いつつあるとの説明もございました。また、ことしの3月に低床型の新しい路面電車、ハートラム2が導入をされております。現在は2台の低床型電車が運行されてまして、市内の中心部ではおおむね1時間に1本の頻度で運行しているとお話もございました。

以上が、第14回モニタリング会議で御報告がございました、とさでん交通の平成29年度決算等の概要でございます。以上で、御説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 交通車両、電車もバスもですけれども、バリアフリー化を私たちずっと言ってきたわけですがけれども。その中で、なぜかすごく高額で購入している超低床車両の電車、高齢者の方なんかには評判がよくない。乗るにはいいんですけれども、乗ってからの移動が非常にしんどくて、しかもすぐ座れる座席は、あんまり数がたくさんあるわけじゃなくて、高く上がらなければならないとか、そんな車両含めて。高齢者の方に「乗らないんですか」というて私ら勧めるんですけど、「私はこれは嫌いだから嫌だ」というような方を結構最近見受けることが多くて。何か解決のしようはないのかなと思ったりするんですけど。そんな声は届いていないのでしょうか。

◎濱田交通運輸政策課長 私どものほうに直接お声はあまりないんですけれども、会社を

通じてお聞きするのは、やっぱり便利になったというお声が多いとお聞きをしています。ただ一方、構造的な問題がありまして、その駆動部分であるとか、そういうのを収容する部分が必要となってまいりますので、どうしても車内での段差、低床のバスもそうですけれども、簡単に言えばタイヤを収容するスペースとかが必要となってきますので、車内に段ができるという、これはとさでんに限った話ではないんですけれども、どうしてもそういう問題は出てまいります。が、今後いろんなところで改善が進んでいくのかなとは思いますが、なかなか抜本的なところは難しいのかなと、印象として思っております。

◎川村中山間振興・交通部長 先ほど委員の御指摘の部分につきましては、初代のハートラムにつきましては、委員御指摘のとおり、確かに真ん中の車両は段差があつてなかなか乗りづらいところがありますが、今回新しく導入しましたハートラム2につきましては、私も乗りましたが、その辺は改良されておりますので、かなりよくなっていると私は思っております。

◎坂本（茂）委員 いわゆる資産の売却の関係なんかは、今状況はどうなっているでしょうか。

◎濱田交通運輸政策課長 恐らくおっしゃってるのは、旧県交通の一宮の土地とか、そういうお話じゃないかと思われまして、あれは清算会社のものをごさいますて、とさでん交通のものではございませんので、とさでん交通の損益計算書でありますとか、貸借対照表には一切反映されないとなっておりますし。我々詳細は承知しておりませんが、旧土佐電鉄あるいは旧県交通いずれも特別清算手続は完了しておりますので、不用資産の売却は全て完了しているものと承知しています。

◎三石委員 ナンバー9のところ、小学校の出前授業で7校かね、十津小学校から始まって書いていますわね。非常に大事なことと思うんですけれども、どういう内容の出前授業になっているんですか。

◎濱田交通運輸政策課長 私も一度見学にお邪魔をさせていただきました。非常にお子さんが生き生きと聞いてくださってまして、私も感動したんですけれども。私がお邪魔したときは、例えば公共交通を使うことによって、CO2がこれぐらい排出が減少されますよという、ちょっと難しいお話から、ですかを使ってこういう形で電車あるいはバスに乗れますよでありますとか。あるいは学校の中に実際バスを持ち込みまして、ですかカードで実際に乗る体験をするであるとか。あるいは低床型のバスを持ち込んで、板を出しまして、実際生徒さんが車椅子にも乗って、生徒さんが車椅子を押してバスに乗ることができます、おることができるという体験とか、非常に実践的な内容になっておりました。

◎三石委員 延べ7校いうてなっとるけど、さっきの報告では9校って言わなかったですかね。

◎濱田交通運輸政策課長 前年度の分が入っておって、9校だというふうに。

◎三石委員 さっきも言いましたけど非常にこれは大事なことだと思うんですね。主として高知市内の学校が中心になるのかな。今後ももう少し広めていく計画はあるんですか。

◎濱田交通運輸政策課長 これまでの実績を見ましたら高知市が中心ではありますけれども、南国市とか土佐市の学校でもさせていただいています。会社のほうも非常に重要視をしております、今後も積極的にやっていきたいということで、個別の学校であるとか教育委員会にお話もされているとお聞きしていますし、我々もそこは応援もしていきたいと思っています。

◎三石委員 私は福井のほうに住んでいるので、町へ出てくるときによくバスを利用させてもらいよります。そのときに思うんですけど、三つを目指しますとアナウンスしていますよね。西日本一の待遇から始まって、お客さんに対するサービス、アナウンスが流れますけど。大変言いづらいことなんやけれども、運転士さんのお客さんに対するサービスとかマナーとか、そういうことの教育をやられていると思うんですけども、非常にばらつきがあるような気がするんですね。非常に丁寧な運転士さんは、ありがとうございましたとか、次はどこそこですというのをかちっと、恐らくあれがマニュアルじゃなかろうかと思うんですけど、言われてる運転士さんと、そうではない運転士さんがいるものでね。ちょっと差があり過ぎるんじゃないかという気がするんやけれども。そこらあたりのサービスの徹底なんか、きちっとやられてるのかな。

◎濱田交通運輸政策課長 とさでん交通につきましては、会社を設立したときに待遇センターも設置をいたしまして、大手の航空会社OBの方をセンター長にお招きをして待遇の向上に取り組んでおります。以前は我々の課のほうにも、当時は土電と県交通やったわけなんですけれども、運転士さんの待遇が、みたいな苦情のお電話も多くいただくこともあったんですけども、最近ほとんどなくなりました。全体としてはよくなっているのは間違いないと思うんですけども。ただ委員おっしゃるように、一部なかなか改善のスピードが遅い運転士さんがいるのも事実のようでございまして、そこは会社も十分に承知をしております。全体のレベルアップとなかなか待遇が向上しない方への個別の対応を、今後も重ねていくとの話も聞いております。

◎三石委員 できるだけばらつきがないようにしていただきたらと思いますね。それと運転士さんの給与、ほかの従業員の方の給与もそうかもわからんですけども、非常に安くね。とさでんのバスの運転士さん、この給料だけではやっていけないということを聞くんですね。報告でもちらっとあったと思うんやけど、給与の改善、最低賃金もそりゃあろうけれども、やっぱり生活が厳しいようじゃいかんもんでね。そこらあたりはどんな状況ですかね。

◎濱田交通運輸政策課長 とさでん交通は、3年かかりましたけれども昨年度の4月から、旧会社の賃金体系と統一しています。それと雇用確保の問題、あるいは優秀な社員の流出

を防ぐという観点から、特に若年層を中心に処遇の改善もしております。そのことによりまして、全体で人件費が4,000万円ほど負担がふえているという話もあります。やはり公共交通事業、労働集約型産業の側面も非常に強うございますが、一方で賃金を上げるということは、将来にわたって安定的な財源を確保しなければいけないというところもございますので。そこに対して我々がどうこう言うのは、なかなか難しいところもございますけれども、会社も非常に危機感を持って対応もしているところだと思っています。

◎三石委員 本当に給与が低くて、なかなか生活が厳しくて、本当にやっていけないという話もよく聞きますのでね。そこらあたりのことも、言われたように急にはいかんかもわかりませんが、よく検討していただいて、そこそこの生活ができるような状況を保っていただきたいという思いがありますので。

◎濱田交通運輸政策課長 そのような御意見があったことは、会社のほうにしっかりとお伝えをしたいと思います。

◎吉良委員 このモニタリング会議は四半期に1回ということなんですけれども、県としてこのモニタリングに出たときに、どのような要請なり意見なり、このときでん交通のほうにしているんですか。ただ聞きおくだけじゃないと思うんですけどね。

◎濱田交通運輸政策課長 細かいことを申し上げると、どうしてふえましたか、どうして減りましたかみたいな、気になるところは質問という形でさせていただいていますし。あとこれ以外にも、日ごろからいろいろなラインを通じまして、とさでん交通とは意見交換等しておりますので、乗務員の確保の問題でありますとか、バスの路線の話とか、そこについては日ごろからやりとりをしておりますので、この場限りのものではございませんので、しっかりとそこは意見交換をし、意思疎通も図りながら対応もしているところです。

◎吉良委員 特に人事の問題ですね。運転士の問題とかも継続的になさっていると思うんですけれども。あと市民の側から見て1番感じるのは路線の問題ですよ。このモニタリングのときに、とさでん交通はローラー活動をやってますと、延べ8回やりましたということについて、県はどのような御意見を述べたのですか。

◎濱田交通運輸政策課長 今回のモニタリング会議におきますローラー活動については、特段県から意見を申し上げておりません。

◎吉良委員 先ほど三石委員からもありましたけれども、福井のほうから路線について、この間署名も集めて、新しい市民の足として有効に活用できる路線を新設してほしいという、大きな動きがあったんですけれども。ここを見るとローラー活動は福井だとかも聞いているわけですね。これにかかわって県から、何らかの県としての御意見をとさでん交通のほうに示したということはないんですか。

◎濱田交通運輸政策課長 その件に限ってはございません。

◎吉良委員 当然なさるべきじゃないですか。

◎濱田交通運輸政策課長 そのような御要望があったことは承知をしておりますし、できれば便利になるほうが1番いいとは思いますが、やっぱり限られた人間の中でどうするかというところは。あとその今回の件に限って申し上げれば、まずはその御当地の高知市がどういう御意向があるかというところが、まず一番かなと感じておりますので。県として今の段階でつくったほうがいい、あるいはやめたほうがいいとか、そこはまだ。会社側からもし何か案が出てまいりましたら、県としても必要な意見があれば申し上げたいと思います。

◎吉良委員 それでは高知市とは、どういう意見交換をなさっているんですか。

◎濱田交通運輸政策課長 県としては、まだ高知市とは特に話をしておりません。まずは高知市がどのようにお考えになるのかというところだと思っています。

◎吉良委員 だからそれについては、県はこのときでん交通のスタートに当たっては、県民の皆さんにも各自治体にも調整を図ってスタートさせているわけですから。当然その路線のことについて何らかの形で、当該自治体、高知市に対して、こういう動きがあるけれどもどうですかと。県独自に県民の御意向も聞きながら、路線全体を調査していくということがあってもしかるべきだと思うんですけれども。全然やってないんですか、それは。

◎濱田交通運輸政策課長 今回の福井の話に限って申し上げれば、今のところ特段の動きをしておりませんが。ただ日ごろより、ことしの例で申し上げれば、嶺北の4町村を中心とした広域の協議会を立ち上げまして、嶺北地域での広域の路線バスのあり方でありまして、県の東部でありまして、南国から東の11の市町村で広域の協議会を立ち上げまして、広域での路線バスあるいは鉄道のあり方について議論をしておりますので。県として何もしていないということではなくて、特に複数の市町村にまたがる路線バスというのは、どうしてもその自治体間で、いろいろと思惑の違い等も起きてまいりますので。そういうところにつきましては、県としても積極的にかかわっていくという視点で対応しているところでございます。

◎吉良委員 高知市に対してもやはりその姿勢で、この中央地域が1番利用者が多いわけですから、それについてはしっかりと情報交換もしながら、あるいは県としても地域へ出向いて行って、一体どのような要望があるのかも含めて、やっぱり調査をすべきだと思うんですけれども。今後そのような取り組みをする予定はないんですか。

◎濱田交通運輸政策課長 これはもう国の法律でも書いておりますけれども、その自治体の中での話というのは、自治体がどうしたいかというところがまず第一だと、原則として考えておりますが、そういうお話もございましたので、まずは高知市の御意向を確認してみたいと思います。

◎吉良委員 ぜひ確認をして、またその結果をこの委員会にも報告をしていただきたいと思います。よろしいですか。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、中山間振興・交通部を終わります。

《観光振興部》

◎加藤委員長 それでは続いて、観光振興部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎吉村観光振興部長 観光振興部長の吉村でございます。それでは議案につきまして御説明をさせていただきます。6月県議会定例会に提案をさせていただいております観光振興部の議案は、平成30年度一般会計補正予算議案と、その他の議案1件の計2件でございます。まず右上に①とございます、平成30年6月補正予算の議案の3ページをお開きください。

観光振興部では、高知県一般会計補正予算といたしまして、こちらの表の左端の上から二つ目、8観光振興費にございますように、1億9,018万8,000円の増額補正をお願いしております。

5ページをお開きください。この中ほどの表にございます債務負担行為の変更といたしまして、地域観光振興交付金の支出期間が平成31年度末であったものを、平成32年度末までに変更をしますとともに、限度額につきましても3億1,645万1,000円に増額補正しますことをお願いするものでございます。

次に、右上に②とございます、議案説明書の7ページをお開きください。補正予算の総括表でございますけれども、今回の補正予算につきましては、来年2月からの展開を予定しております、自然・体験型観光キャンペーンに向けまして、市町村などを主体とする自然景観や自然体験の磨き上げを通じて、自然を生かして経済効果を生み出す新たな取り組みに対する支援の強化に要する経費と、観光づくりへの民間活力の導入に向けまして、市町村の意向や民間事業者の県内での事業展開ニーズの調査などに要する経費をお願いするものでございます。

今後の自然・体験型キャンペーンの進め方につきましては、後ほど御説明をいたします展開イメージをベースにしまして、観光振興部において実施要領の原案を作成しまして、8月には有識者や観光事業者から成る準備委員会を立ち上げまして協議検討を加えた上で、9月には実施要領として確定をさせることとしております。これまで取り組んでまいりました、食や歴史を中心とします観光の展開に加える形で、自然・体験型観光もより強化いたしまして展開をしていきたいと考えております。

続きまして右上に③とございます条例その他議案の17ページをお開きください。観光振興部からは、新足摺海洋館建築主体工事の請負につきまして、5月28日に落札者を決定し、

仮契約の締結に至りましたので、五洋建設・サイバラ建設特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結することについて、議決をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

〈観光政策課〉

◎加藤委員長 次に、地域観光課の議案について説明を受けますが、議案説明に関連します自然・体験型観光キャンペーンの展開イメージについて観光政策課の説明を受け、引き続き地域観光課の説明を受けることといたします。

観光政策課及び地域観光課の説明を求めます。

◎辻観光政策課長 観光政策課長の辻でございます。

地域観光課からお願いしております議案に関連いたしますので、まず私から来年2月1日スタートの自然・体験型観光キャンペーンの展開イメージについて、御説明をさせていただきます。お手元議案参考資料の観光政策課、地域観光課という2行書きになっております赤インデックス、こちらをお開きいただきたいと思います。

まず、1ページ目でございます。現在、「志国高知 幕末維新博」第2幕を開催中ですが、来々年2月以降は部長も申し上げましたように、これまで取り組んできました歴史や食を中心とした観光を引き続き推進しながら、本県のもう一つの強みである自然を生かした、自然・体験型観光キャンペーンを展開してまいります。

この1ページ目の右上のほうに、キャンペーンの目的を二つ記載しております。一つ目は、歴史資源や食に並ぶ本県の強みである自然を生かして、新たな観光資源を創出すること。2点目としまして、そうした観光資源や体験フィールドは、とりわけ中山間地域に豊富に存在しておりますので、このキャンペーンを通じて中山間地域の振興につなげることでございます。そうして観光客の誘致と、持続的な観光振興を図ってまいりたいと考えております。

続いてその下、高知県の強みを生かした新たな観光キャンペーンの展開というところで、図でお示しをさせていただきます。基本方針につきましては目的で御説明をしましたとおり、歴史文化と食に加えて自然体験をさらに磨き上げて観光キャンペーンを展開することで、自然を生かして外貨を稼ぐということを強く意識してまいりたいと考えております。

その下、緑の文字で「磨き上げ等による基盤整備」とございます。このキャンペーンでは清流や沈下橋などの自然景観のビュースポット、またその下、水色のところですが、体験型や滞在型の観光施設や体験プログラムを前に出して展開することを考えております。この体験プログラムには、豊かな自然をフィールドとします、カヌーやラフティングといったアクティビティーに加えて、伊尾木洞のような自然景観のガイドツアー、牧野植物園などといった施設での散策や自然体験学習、また町歩きやコンニャクづくり体験、紙すき体験のように、地域の生活や文化に触れる体験など、子供から高齢者まで幅広い方

に楽しんでいただける体験プログラムを、新たな経済効果を生み出す仕組みをつくるといった視点で磨き上げて、付加価値や魅力を高めるなどして売り出していきたいと考えております。なお、この磨き上げに係る補助金の概要につきましては、この後地域観光課のほうから御説明をさせていただきます。

その右側のほうをごらんいただきまして、自然・体験型観光のセールス&プロモーションと書いてございますところをごらんいただきたいと思っております。先ほど申し上げました体験プログラムなどを旅行商品として売っていく際には、二つの方法があると考えております。

一つ目は、団体や個人向けの商品として、旅行会社に売り込んでいく方法でございます。例えば、団体旅行は一般的に年齢層が少し高く、また大型バスで観光地を順々にめぐるといった形になりますので、1カ所当たりの所要時間は比較的短く、また運動量としましても、牧野植物園やモネの庭などといった施設の散策や、史跡をめぐる町歩きなど、比較的軽目のものが好まれる傾向にあります。一方で、個人旅行は時間の制約が余りなく、年齢層も若い方が多いために、じっくり時間をかけて体験するプログラムや、ラフティングなど激しい動きを伴うものであっても、商品として扱ってもらえる可能性があります。そういったことも踏まえて、それぞれに適した商品をセレクトして、例えば団体向けでは歴史観光の素材なども組み合わせながら売り込みを行って、旅行会社の造成するツアーやオプション商品などとして取り扱っていただけるようにしていきたいというふうに考えております。

そして二つ目としまして、資料にはオンライントラベルエージェントと書いております。今申し上げました旅行会社と違いまして、オンライントラベルエージェントとは、実際の店舗を持たずにインターネット上で、例えば旅館やホテルの宿泊予約サイトなどを通じて、旅行商品を扱う旅行会社でございます。これらのオンライントラベルエージェントが運営するサイトに、旅行商品として取り扱ってもらえるようにするものでございます。さらに県の取り組みとして、このオンライントラベルエージェントと連携した自然・体験型観光の特設ウェブサイトを構築して、体験プログラムの情報発信や予約ができるようにしてまいります。

次のページ、2ページをお願いいたします。こちらは、自然・体験型キャンペーンの実施スケジュールでございます。まず1番上のトピックの欄ですが、御案内のとおり来年は大河ドラマで東京オリンピックが取り上げられます。再来年には東京オリンピック・パラリンピックが開催をされます。また、県内の自然景観やアウトドアの拠点が順次整備されておりますし、来年の7月から12月にかけては「土佐れいほく博」が開催される予定でございます。こういったこともしっかり捉えながらPRを行って、キャンペーンを展開をしてまいります。

トピックの下段、キャンペーンに向けた準備・実施をごらんいただきたいと思います。2月1日のキャンペーン開始に向けまして、この8月には有識者や観光事業者などで構成する準備委員会を立ち上げまして、キャンペーンに関する具体的な検討を行ってまいります。9月にはキャンペーンの名称、名前も含めて実施要領を確定させて、また年末にかけてはキャンペーンのプロモーションを検討をしてまいります。そしてキャンペーンのスタートとともに準備委員会を実行委員会に改めた上で、キャンペーンの本格展開のPDCAサイクルを回してまいります。キャンペーンの期間といたしましては、2020年末までのおおむね2年間を予定しております。

その下、磨き上げの下段、広報事業としましては、磨き上げを行った観光資源を、先ほど申し上げました特設サイトで情報発信していくほか、東京オリパラやラグビーワールドカップなどによる、全国的な機運の高まりを捉えたプロモーションを行ってまいります。

また、下の段の受入事業といたしましては、キャンペーン開始のタイミングでオープニングセレモニーを行うなど、キャンペーンにふさわしい特別感のあるイベントの開催や、地域が主体的に行う特別イベントへの支援を行ってまいります。

最後の行、誘客事業といたしましては、先ほど御説明しましたように個人旅行や団体旅行など、旅行会社が旅行商品を造成するタイミングに合わせまして、旅行会社へのセールス活動を行ってまいりたいと考えております。

引き続き地域観光課から、議案のほうの説明をさせていただきます。

〈地域観光課〉

◎澤田地域観光課長 地域観光課の澤田でございます。引き続き私のほうからは、自然・体験型観光の磨き上げなどの基盤整備を支援させていただきます観光拠点等整備事業費補助金につきまして、先ほど観光政策課から御説明いたしました同じ議案参考資料の3ページのほうで、御説明を差し上げたいと思います。

自然・体験型観光資源の磨き上げに係る支援の強化とタイトルした資料でございます。これは、来年2月からスタートいたします、自然・体験型観光キャンペーンに向けまして、自然・体験型観光資源を磨き上げ、新たな経済効果を生み出す新資源の創出、自然を生かして外貨を稼ぐことができるように、市町村などの取り組みを支援させていただくものでございまして、地域観光課が所管いたしております観光拠点等整備事業費補助金の補助メニューを拡充いたしまして、資料の右肩に記載しております2億円の補正予算をお願いするものでございます。

磨き上げの対象といたしましては、資料の左上にございます、自然を眺める場所、ビュースポットの整備でありましたり、自然、歴史、食などの体験プログラムの磨き上げを、それぞれ観光クラスターの形成でありましたり、事業戦略の策定などの必須要件とした上で、支援させていただきたいと考えております。この必須要件の設定は自然景観の整備を

契機といたしまして、地域にお金が落ちる仕組みをつくっていただくこと、また体験プログラムにつきましても、持続可能な取り組みにさせていただくことを意図したものでございます。

補助先につきましては市町村、事業実施主体は市町村等もしくは市町村等の長が補助を行う民間事業者等を予定しておりまして、市町村を経由する間接補助事業の形で、民間事業者の皆様にもこの支援制度を御活用いただき、自然・体験型観光キャンペーンに御参画いただきたいと考えております。

資料中ほどに観光拠点等整備事業費補助金、拡充と記載しておりますが、メニューは全部で三つございまして。一つ目はローマ数字のⅠ、自然景観等観光基盤整備事業でございます。左側の少し濃いグリーンボックスにあります、核となる自然景観やビュースポットの整備、これと一体的に取り組んでいただく観光クラスターの形成を支援させていただきます。支援対象のイメージといたしましては、遊歩道や防護柵など自然を楽しんでいただくハード整備、また案内看板、ベンチ、駐車場といった附帯設備の整備などを想定しておりまして、補助率は2分の1、補助限度額は5,000万円を設定しております。

加えて、資料中央に赤文字でポイントと記載しておりますけれども、自然景観の整備とセットで、同じ場所に例えば茶屋でありましたりとか直販といった、新たに外貨を稼ぐ仕組みを整えていただく場合には、新たな観光資源の創出にかかる経費として、補助率を3分の2に引き上げまして、強力に支援していきたいと考えております。

また、資料には小さな文字で条件つき3億円と記載しておりますけれども、市町村が事業実施主体となり、かつ広域ブロックでおおむね1位または2位の誘客が見込まれるような場合には、補助限度額を3億円まで拡大したいと考えております。

自然景観等の整備につきましては、先ほど申し上げましたように、地域にお金が落ちる仕組みをつくるのが大事になると考えております。そのため肌色のボックスに記載しましたように、観光クラスターの形成を必須要件といたしまして、このクラスター形成に係る経費につきましても、補助率3分の2で支援させていただきたいと考えております。

例えば、自然景観やビュースポットを中心にいたしまして、周辺にある道の駅等の直販機能の強化でありましたり、新たな御当地グルメの開発、また、観光案内所の機能強化やスタンプラリーといった周遊促進策の実施など、地域ならではの魅力を提供していただけるよう趣向を凝らしていただき、地域にお金が落ちる仕組みをつくっていただきたいと考えているところでございます。

二つ目は、資料の中央右側のローマ数字のⅡ、体験型観光資源強化事業でございます。ブルーのボックスにございますとおり、体験・滞在型観光に必要な施設の新設あるいは改修、体験プログラムの磨き上げなどを支援させていただきたいと思っております。支援対象のイメージといたしましては、キャンプ場宿泊棟の整備でありましたり、カヌー、ラフティン

グ等のアウトドア、陶芸等の文化、カツオのたたきづくり等の食といった体験をしていただくために必要な施設の新設改修、あるいは器材の整備などを想定しておりまして、補助率は2分の1、補助限度額は5,000万円を設定しております。

自然景観の整備と同じく、市町村が事業実施主体となりまして、かつ広域ブロックでおおむね1位または2位の誘客が見込まれる場合には、補助限度額を3億円までに拡大し、また、おおむね5万人以上の誘客が見込まれるといった場合につきましては、補助限度額をさらに6億まで拡大したいと考えております。これら補助限度額の考え方につきましては、拡充前の観光拠点等整備事業費補助金の限度額と整合を図ったものでございます。

自然景観の基盤整備や体験型観光の強化はいずれも、資料の中央に記載いたしましたとおり、新たな経済効果を生み出す新資源の創出が肝になってくると考えておりまして。そのため三つ目のメニューとして、資料の下段にございますローマ数字のⅢ、基本構想等作成支援事業を拡充し支援させていただきます。民間のすぐれたノウハウもぜひ取り入れていただけるよう、それぞれ矢印のとおり、自然景観整備につきましては①、基本構想の作成アドバイザーの活用。また、体験型観光の強化につきましては、基盤の強化でありましたり付加価値の向上を図る②、事業戦略の作成を補助率3分の2、または定額でそれぞれ支援してまいります。

こうした支援制度の活用によって、自然・体験型観光に専門性を有する民間企業などの知見でありましたりノウハウを積極的に取り入れていただき、ポテンシャルを秘めた観光資源の発掘磨き上げ、さらには新たな経済効果を生み出す仕組みをつくるといった一連の取り組みを地域地域で加速化し、さらなる観光商品の拡大や、自然、歴史、食を連動させた観光地づくりを進めてまいります。

次のページをお願いいたします。こちらのほうは、今回ぜひ取り組ませていただきたい観光拠点等需要調査事業でございます。事業の目的といたしましては、県内の市町村が有します遊休地や施設等につきまして、観光開発の可能性を調査するとともに、観光関連事業等を全国的に展開する民間企業の、本県における事業展開の意向も調査させていただいて、双方の結果を情報共有することで、市町村と民間企業のマッチングにつながるきっかけを意図的につくっていききたいというふうなものがこの事業でございます。そのため資料右肩に記載しております、この事業に係る補正予算額995万8,000円を計上させていただきました。

資料の2段目に、県内における民間活力の導入事例を記載いたしております。本山町では、大手アウトドアメーカーのモンベルが監修いたしますアウトドア拠点が、また越知町、土佐清水市ではスノーピークが監修するキャンプ場の整備が、それぞれ進められております。これらの事例はいずれも市、町の熱意と、民間企業のニーズが見事に結びついたものでございまして。こうした事例に照らすと、資料中段の課題と県内の現状が見えてまいり

ました。方程式で記載しておりますように、市町村には遊休地や施設を観光振興に活用するビジョンあるいは気づきのきっかけがない、民間の力を借りたくてもその進め方がわからないといった意向がある一方で、我々県や市町村には観光関連事業を全国で展開される民間事業者にも、高知県のフィールドを活用して事業展開するニーズがあるかどうか把握できていないといったような課題がありまして。その結果、民間活力を十分に生かしてないのではないか、というような現状があると考えてございます。

こうした課題や現状を打開するために、資料下段の事業の流れにございますとおり、この委託事業によりまして、市町村が有する遊休地や施設の状態を現地踏査も含めて、悉皆的に調査させていただいて、観光事業に活用できる可能性を把握するとともに、観光事業に参入実績もございます民間事業者の投資判断や条件設定などの要因分析も行った上で、それらを踏まえて、例えば旅行、レジャー、不動産関係など、全国の民間事業者に対してニーズ調査を行っていききたいと考えてございます。

この結果を、調査に御回答いただいた市町村と民間事業者の双方に情報共有いたしまして、市町村にはやはり公平公正な手続でありましたり、コンプライアンスを確保していただくという必要性もあると思いますので、遊休地や施設の利活用に関する企画提案を、県内も含めて幅広く公募していただいて、事例に見られるような指定管理者制度の導入など、具体的な事業化につなげていきたいと考えてございます。

また、残念ながら企画提案を得られないケースもあるかと考えられますので、その場合には調査対象となる民間事業者のカテゴリーを広げるなど、再度の機会を設けてまいりたいと考えてございます。

この事業をきっかけに、民間の専門的知見やノウハウを生かした、観光拠点施設の整備につなげられるよう具体化する段階で、県としても例えば地域アクションプランへの位置づけを検討したり、あるいは基本構想等の作成の際には、先ほど御説明いたしました観光拠点等整備事業費補助金を活用いただくなど、しっかりとサポートを行って、地域に新たな経済効果を生み出してまいりたいと考えているところでございます。

こうした自然・体験型観光の磨き上げに係ります一連の支援策につきましては、制度自体を多くの皆様に知っていただいて、御活用していただく必要がございます。そのため、この議会で予算案の議決をいただきましたら、直ちに市町村や自然・体験型プログラムを提供されている民間事業者の皆様を対象に、できるだけ丁寧に説明する機会を設けさせていただきまして、参加者の御都合に合わせて自由に参加ができるように、県内七つの会場で事業説明会を開催する予定を考えてございます。

次に、これまで御説明しました以外の、当課の歳出補正予算を御説明させていただきます。資料の右肩の②議案説明書9ページをお願いいたします。

当課からは左の科目欄、3地域観光費、その右端の説明欄にございます、観光拠点等需

要調査委託料995万8,000円と、観光拠点等整備事業費補助金1億8,023万円の増額をお願いしてございます。このうち、観光拠点等需要調査委託料につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

観光拠点等整備事業費補助金に関しましては、少し事業に出入りがございますので、資料が前後して大変恐縮なんですけれども、お手元にお配りしました先ほどの議案参考資料の5ページをお開きいただけますでしょうか。

オレンジ色の帯で観光拠点整備、観光資源の発掘・磨き上げの取り組みへの支援と書いた資料でございます。自然・体験型観光資源の磨き上げに係ります支援メニューにつきましては、当課の観光拠点等整備事業費補助金を拡充いたしまして、6月補正予算2億円をお願いしていることは先ほど御説明したとおりでございます。

一方、資料の緑の帯の1、観光拠点等整備事業費補助金のところに記載いたしましたとおり、この補助金のトータルでは1億8,023万円の補正予算額となりまして、2億円との差1,977万円がございまして、これは当初予算分マイナス1,977万円のボックスに記載いたしました、大月町柏島の事業につきまして、当初大月町が活用を予定しておりました観光拠点等整備事業費補助金から、大月町の要望によりまして、青の帯で記載いたしました地域観光振興交付金に支援制度を変更するものでございます。

現状と課題のところに記載しましたように、大月町の柏島には現在多くの観光客の皆様が訪れておりまして、日本屈指の透明度を誇る海でダイビングやシュノーケリング等の体験プログラムを楽しんでいただいております。しかしながら、このエリアには十分な駐車スペースがなく、夏のピーク時には路上駐車が多く見受けられて、海水浴客と一般観光客の皆様のトイレが共用であって数も不足と。また、観光案内機能もないといったような課題がございまして。

この課題を解決するために大月町は、写真で少し見にくいんですけども、位置図をお示ししておりますが、旧の柏島中学校跡を活用いたしまして、観光案内所やトイレの整備とあわせて、大型バスにも対応できるような駐車場の整備を総事業費約5,800万円で行うことといたしまして、県の当初予算では、その経費を支援する観光拠点等整備事業費補助金、1,977万円をお認めいただいていたところでございます。

大月町は、この事業につきまして国の地方創生拠点整備交付金制度、こちらのほうにもエントリーをしておりますが、資料ちょうど中ほど、ブルーの矢印に記載いたしましたように、今年度に入って、国のほうからこの事業の採択がなされたところでございます。このことで国費を活用した場合、市町村の実質の負担額が軽減できる県の地域観光振興交付金に支援制度を変更したいというような要望がございまして、これに応えさせていただきたく、観光拠点等整備事業費補助金1,977万円を減額するとともに、2番目のブルーの帯、地域観光振興交付金の増額をお願いするものでございます。

大月町の事業を2の地域観光振興交付金に変更しました場合には、資料の左下のスキーム図のとおり、県は交付金で補助対象経費の6分の1、額にして659万円を交付させていただくこととなりまして、大月町の実質的な負担は当初の12%から8.4%、額にいたしまして142万円程度軽減される見込みでございます。

残る、地域観光振興交付金の増額分につきましては、資料右側の本山町で整備が進んでおりますアウトドア拠点施設整備事業が主な内容になってございます。町民の皆様の御意見を反映させるために、当初予算時には本山町がその取り扱いを保留にしておりました、入浴施設の新たな追加でありましたり、団体客にも対応ができます飲食施設の拡充を行うことに伴って、総事業費にしまして約1億2,000万円の増額。これに対する県の交付金、2,858万7,000円の増額をお願いするものでございます。

これらに加えまして、少し字が小さいですけれども、枠外に記載しております土佐町のさめうら湖浮き棧橋の整備費とあわせて、地域観光振興交付金3,524万7,000円の増額をお願いするものでございます。この交付金につきましては、算定対象となる事業が完了した年度の翌年度に、一括で交付をさせていただくために債務負担をお願いしておりますが、先ほど御説明いたしました本山町のアウトドア拠点整備が、追加工事に伴って完了時期が31年度になることから、期間につきましても32年度まで1年間の延長をお願いするものでございます。

最後に、条例その他議案について御説明をさせていただきます。地域観光課のほうからは工事請負契約議案が1件ございまして、資料右上に③とあります条例その他議案の17ページをごらんください。議案第11号、新足摺海洋館建築主体工事請負契約の締結に関する議案でございます。この工事は予定価格が5億円以上になりますので、地方自治法第96条第1項第5号、高知県契約条例第2条に基づきまして、請負契約の締結に係る議会の議決をお願いするものでございます。

先ほどのお手元にお配りしました議案参考資料の、地域観光課のインデックスが張ってあります6ページをお願いいたします。

資料左上の新海洋館の施設整備の概要に関しましては、基本方針のとおり、展示と目の前の自然環境やアクティビティーが連動する、日本初と言えるような特徴ある水族館を目指しまして、ローマ数字Ⅰ、Ⅱにあります竜串湾や地域の自然が連動する一体感ある展示の実現や、展示から本物の自然を体感できる周辺施設やアクティビティー等への誘導を行ってまいります。また、施設の規模や、延べ床面積、展示水槽数、駐車台数なども現館から全てを拡充いたします。これらに係ります総工事費は約44億9,000万円となりまして、開館時期は2年後の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、同じ年の夏前を予定してございます。

資料の緑色の帯、建築主体工事の請負契約の内容でございますが。二つ目のボックス、

契約方法にございますように、一般競争入札によりまして5月28日に落札決定いたしました。3社の参加事業者がございましたが、予定価格17億8,309万2,000円に対しまして、16億9,300万円で、名古屋港水族館等で実績がございます五洋建設さんと、地元幡多地域のサイバラ建設さんの特定建設工事共同企業体が落札をいたしました。落札率は95%でございます。契約金額は消費税を含めまして、18億2,844万円。工期、完成時期は平成32年2月28日でございます。

資料右上に、整備スケジュールを記載しております。海洋館は水族館という特殊性から、本体工事に約20カ月程度の工期が必要と見込んでおりまして、この議会で議決をいただきましたら、直ちに工事に着手いたしますとともに、他の工事につきましても並行して順次入札を実施しております。

以上で、私からの説明は終わります。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎石井委員 観光拠点等整備事業費補助金のこと、これから市町村窓口として、七つの会場で民間事業者の皆様にも、いろいろ説明の機会を設けていくということでもいいと思うんですけれども。この一つ、1番目の自然景観・ビュースポットの整備というところで、景観等の基盤整備とあわせて一体的に支援ということで行くと、ビュースポットいろいろ場所がたくさんあると思うんですけれども。これ民間事業者で外貨を稼ぐような商業施設の横にあるところなんかは、すぐ話が出てくるかもしれませんけれども、やはり道路端でいい写真スポットであったりとか、インスタ映えするような場所とか、地域の皆さんじゃないとわからないようなこともあると思うので。ぜひその市町村には、いろんな意見をしっかり取りまとめていただくこと。会場で説明会するときには、できれば地域の代表の皆さんとか、そういうビュースポットを整備していくんだということであれば、民間事業者だけじゃなくって、そうした地域の皆さんの声というの、吸い上げるような形の説明会にしてもらいたいと思いますが。

◎澤田地域観光課長 御指摘のとおり、まだまだ我々の存じ上げていないビュースポットもたくさんあるかと思っておりますので、ぜひ説明会ときには、市町村のほうにも、先ほど委員からお話をいただいたようなこともお伝えした上で、できるだけ拾い上げていきたいと考えてございます。

◎石井委員 ぜひよろしくお願いします。市町村によっては温度差があったりとか、取り組みにばらつきがあったりという可能性もあるんで。県の今強化していこうという計画自体は素晴らしいものだと思いますので、ぜひ正しい理解を得て、皆さんでいいものをつくっていただければと思います。よろしくお願いします。

◎西森委員 観光拠点の調査事業で、995万8,000円の予算が組まれてるんですけれども、これは何カ所ぐらいの調査を予定しているのか、まずお伺いしたいと思います。

◎澤田地域観光課長 これは調査の対象が、一つは市町村向けの調査でございますので、34市町村全てに対して調査をさせていただきたいと思っております。市町村の施設数が、それぞれ違っていると思うんですけれども、総務省の公の施設の全国調査で調べてみますと、レクリエーションあるいはスポーツ施設だけで、県内で900ぐらいの施設数がございしますので。それ以外にも活用されていない遊休地等も含めると、数的にはかなり多い数字になってくるかと思っております。

◎西森委員 そうすると今回補正が通ったとして、約1,000万円の予算で今年度中に34市町村全ての調査を済ませるという考えでいいのでしょうか。

◎澤田地域観光課長 こちらのほうは、悉皆的にやるのはまずはペーパーベースで、県から直接市町村にお願いをして、調査を上げてきていただくと。その中で市町村が興味がある部分について絞り込みをした上で、現地踏査もしていただくような形で、委託事業者さんが現場に入っていくイメージを持っております。

◎西森委員 県としても自然・体験型の観光を、いよいよ2月からオリンピックに向けて、さまざまな取り組みをやっていくということですが、将来的なことも聞きたいと思うんですが、オリンピックが一つの区切りとなって、そこまでを一応目途というか目指してやっていくのか。それともその後も、どういうところまで目指していくのか、お聞かせいただければと思います。

◎辻観光政策課長 これまで歴史、現在も歴史をやっています。それからリョーマの休日キャンペーンでは、食にもスポットを当ててやってきました。今回、来年から自然・体験型というところにも光を当てていこうという考えなんです。いずれにしても今申し上げた歴史、食、自然というのは、いわば本県の観光の3本柱であると思っています。そういった意味で、これまで順次磨き上げを加えながら、旅行商品として売り出してきて、それが一過性に終わるものではなく、自力としてしっかりと定着化させていくことをもくろんで、食、歴史とやってきた経過があります。そこで今回自然をやって、キャンペーンとして大々的に売り出していく期間としては、2020年末までのおおむね2年間を想定してるんですけれども。その後の展開といたしましては、我々のもくろみとしては自然・体験型も、磨き上げとかこういったキャンペーンを通じて、自力がしっかりついているであろうと思っていますので。終了後も、歴史、食、自然を上手に組み合わせながら、県外からの誘客に努めていくのが、大きな方向感だと思っています。

◎西森委員 そういう中で調査もしながら、市町村からいろんな今の現状を踏まえた考えとかも、足を運びながら聞いていくのかなと思います。そういう中で、将来市町村から上がってきたものを県としてどうしていくのか。広域的に連携をとっていくことも大事になってくるでしょうし。そうしたことを考えたときに、私は自然体験型観光の県としてのビジョン、県全体としてどういう方向に向かわせるのか。ぜひ自然・体験型観光ビジョンみ

たいなものを県としてつくって、進めていったほうがいいのではないかと考えますけれども、どうでしょう。

◎辻観光政策課長 この夏、8月には準備委員会を立ち上げて、9月には自然・体験型観光キャンペーンの、いわゆる実施要領をフィックスしたいと思っています。その中で、どこまで整理ができるかというのは、正直難しい面はありますけれども、先ほど申し上げたように、今回の自然・体験型も当然ながら一過性に終わらせることは、我々としては全く考えておりませんので。そういった意味では、将来的にも高知県としてはこういう方向に向かって、こういった部分を強化していくべきだということは、必ず一定言及はする形になってくようかと思っております。そういった中でまた歴史、食、自然といった3本柱をしっかりと生かしながら、今後どうしていくのかを整理したいと思っております。

◎三石委員 関連して。西森委員も言われているし、今答弁でも話が出たからいいんですけども。あえて言わせてもらいますけど、一過性に終わったらいかんということですね。食、歴史、自然と、自然まで来ましたが、一過性で終わらないということを今言われましたけれども、これは本当に大事なことやからね。将来も見据えた、食が終わったから食はええ、歴史が終わったから歴史はええというんじやのうてね、やっぱり連続しているものですから、そこらあたりを本当に肝に銘じて、かつちり取り組んでいただきたいと思っておりますね。

◎坂本（茂）委員 説明資料の5ページで説明された、大月町の事業の関係ですけれども。これ言葉は適当かどうか分かりませんが、国の地方創生拠点整備交付金が採択されたためにということ言えば、採択されるかどうかわからなかったんで、二股かけちよったということですか。

◎澤田地域観光課長 大月町の事業につきましてはそういう形で、言葉は適当かわかりませんが、二股という形になっていまして。もともとこの地域観光振興交付金につきましては、なかなか国のほうの事業採択はおくれることも想定をしておりましたので、こういったくらのケースもあるのかなと予測はしていたところでございます。

◎坂本（茂）委員 県の補助額が交付額になった場合でも、3分の1ぐらいに減っていますから、それは特に県としてはかまわんのだろうと思っておりますけれども。そしたら、そういう事例はあり得るという想定のもとで、当初予算は組んでいたということですか。

◎澤田地域観光課長 御指摘のとおりでございます。

◎坂本（茂）委員 それと本山町のアウトドア拠点の施設整備事業なんですけど。補正で3,000万円近く増額をするのに、このトイレの数だとか、あるいは客席数だとか、こういったものは、本来当初予算の段階で想定できたことじゃないんですか。

◎澤田地域観光課長 実はこの入浴施設自体が、当初予算のときにはなかったものでございます。したがって、トイレだけを整備してするという形ではなくって、この施設、

この右の中央ぐらいに二つ、四角の中に丸みたいなのが見えますが、これが当初予算の中には入っておりませんでした。したがって3,000万円ほど経費がかかっているという、補助をさせていただくというイメージです。

◎坂本（茂）委員 逆に言うと、この入浴施設全体は、本来やったら入らないかんもんを、抜かっちゃって、この補正でやらしてくれという話なんですか。

◎澤田地域観光課長 実は、ちょうどこの当初予算時期に本山町長選もございまして。あと町民の意見も反映した上で、この入浴施設をどうしていくかを判断するというのを、本山町のほうが案として持ってございました。今年度に入りまして、町民の御意見なんかも拾った上で、入浴施設については地元の方も使用していただける形で整備しようという合意形成ができましたので、改めて今回補正の段階で追加したという経緯でございます。

◎坂本（茂）委員 確かに、必要なものであればということなんですけれども。何でもかんでも補正で対応できたらええがじゃないかということで、追加でつけ加えていくというやり方が当たり前のようになってきたときに、じゃあ当初予算って何なんだというようなことにもなりかねるので。そこのところは今後事前の段階で、十分精査をしていただけたらと思います。

それと4ページの需要調査事業の、この調査をする委託先は、どんなところが想定されますか。

◎澤田地域観光課長 委託先といたしましては、例えば、大手旅行エージェンツの研究機関であったり、全国的にアウトドア事業をウェブなんかで展開されている会社もございまして、そういったところが対応できるのではないかと想定してございます。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、観光振興部を終わります。

それでは、昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時56分～12時59分)

《土木部》

◎加藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続いて、土木部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いますので、御了承願います。

◎福田土木部長 土木部の福田でございます。総括説明に入ります前に、御報告とおわびを申し上げたい事案が二つございます。

一つ目は、高知市と南国市及び香美市から排出されております汚水の処理を行っております、高須浄化センターにおける汚水処理施設の建設等を日本下水道事業団に委託する際の契約の議決に関するものでございます。

平成28年度及び29年度に契約金額5億円以上の協定3件を締結をしております。これらの契約は予定価格5億円以上の工事の完成を目的とするものであり、本来であれば締結に当たり議会の議決が必要なものでございますが、その形式が委託契約であったことから議決の対象外と誤認し、議決を経ずに契約をしておりました。また、6,000万円を超える契約金額の増減や、4カ月を超える工期延長を行う場合には、契約変更の議決が必要であるにもかかわらず、これに該当する契約変更4件につきましても、議決を経ずに契約をしておいたという事案でございます。

これら一連の事業につきましては、予算案の審議や決算報告などを通じまして、議会への御説明をさせていただいてきたものの、議決が漏れていたことにつきましては、議会軽視との指摘を受けても申し開きをすることのできない事案でございます。本件に関しましては、知事も提案説明の中で陳謝をし、また土森議長からも厳しい御指摘をいただいたところでございます。こういった事態はあってはならないことであり、我々として重く受けとめ、大変深く反省をしておる次第でございます。

二つ目といたしましては、同下水道事業におきまして、日本下水道事業団と委託協定を締結し、平成28年度に高須浄化センターの整備を行った管理棟の津波対策工事などにつきまして、国から未竣工工事との指摘を受け、国費を返還する事態となっております事案でございます。

この二つの事案につきまして、県民の皆様、県議会の皆様の信頼を損なう事態となりましたことを、心よりおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

この二つの事案の詳細につきましては、この後担当の公園下水道課長から御説明をさせていただきます。今回の事案が発生した原因といたしまして、担当者のヒューマンエラーと、そのエラーを組織としてカバーができなかったことにあると考えております。再発防止といたしましては、まず誤認などのヒューマンエラーを防ぐための取り組みを講じてまいりますけれども、人のすることでございます。これらのエラーの発生を完全に防ぐことは難しいことから、組織としてカバーすることが重要であり、二重三重のチェック体制を徹底し、二度とこのようなことが起こらないように、適切な事務、事業の執行に努めてまいります。

なお、議案の提出が漏れていた事案にかかわる処分につきましては、私を含め、関係した14名の職員が先週、訓諭、文書注意、口頭注意の措置を受けたことを御報告申し上げます。

それでは、6月議会に提案しております、土木部の議案について御説明申し上げます。

お手元にお配りしております参考資料の1ページをお開きください。平成30年度6月補正予算におけます、一般会計の総括表が1ページ目でございます。

表の左から3列目、補正見込額の欄の最下段でございますように、2億9,118万7,000円の補正をお願いをしております。補正予算の内容は、はりまや町一宮線はりまや工区の工事再開に必要となる費用及び高須浄化センターの整備事業における、国費の返還相当額とそれに関連します訴訟事務委託料でございます。

続きまして、2ページ目をお開きください。2ページ目は6月補正予算におけます特別会計の総括表でございます。表の左から3列目、補正見込額の欄の最下段でございますように、5,125万6,000円の補正をお願いをしております。これは先ほどの国費返還に係る補正予算を、特別会計へ繰り入れるものでございます。

続きまして、3ページ目は、性質別の予算説明資料となっております。

4ページ目をお開きください。4ページ目は平成30年度の債務負担行為の追加をお願いするもので、和食ダム建設工事における債務負担行為の補正でございます。本年4月の業務概要委員会で御説明させていただきましたとおり、懸案となっております節理面への対応として、再掘削など追加工事を含む総事業費を増額することから、必要な債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、5ページ目をお願いいたします。5ページ目は、平成30年度の繰越明許費の説明資料でございます。繰越予定件数は全部で2件で、その金額は3億5,292万4,000円でございます。これらは高知駅秦南町線の橋梁工事におけるもので、関係者との契約調整に日数を要したため、工期を考慮いたしますと工事の完成が平成31年度になることが見込まれるため、この議会で繰り越しの議決をお願いするものでございます。

土木部から提案しております、条例その他議案について御説明申し上げます。まず平成29年度一般会計補正予算の専決処分報告についてでございます。議案説明書の資料④の13ページ、繰越明許費明細書をお開きください。

13ページに書かれておりますのは、建設技術管理事業におきまして、土木行政総合情報システムの再構築を行っており、事業の実施に当たり計画調整に日時を要し、年度内の完成が困難となったため2,029万4,000円を繰り越すこととなり、専決処分を行ったものでございます。

続きまして、議案説明書資料③の15ページをお開きください。資料③の15ページには、第9号議案といたしまして「高知県が当事者である訴えの提起に関する議案」を記載しております。下水道事業の未竣工工事における国費返還につきましては、返還する国費相当額は県で賄わなければならない、県の損害となります。我々としていたしましては、この損害は委託先である下水道事業団の不適切な対応に起因するものと考えており、今後、国費相当額等の全額を事業団に請求することとしております。まずは県の損害分を請求することに

ついて、事業団と協議を行ってまいりたいと考えますが、協議が整わない場合には、司法の判断にゆだねる必要があるため、今回訴えの提起に関する議案をお願いするものでございます。

また、冒頭におわびいたしました議決漏れに関しましては、18ページの第12号から24ページの第18号議案、7件の委託契約の追認に関する議案をお願いをしておる次第であります。

このほか報告事項といたしまして、住宅課が所管いたします県営住宅使用料に係る非強制徴収債権の放棄について、御報告させていただきます。いずれも詳細につきましては後ほど担当課長から御説明申し上げます。

参考資料の最終ページ、赤いインデックス、審議会等のページをお開きください。このページには平成30年度の各種審議会等の審議経過等一覧表を記載をしております。

次に付託案件ではございませんが、お手元に配付しております議案説明書の資料⑤に、平成29年度高知県一般会計事故繰越し繰越し使用報告がございます。土木部の案件がございますので御説明をさせていただきます。資料⑤の1ページ目でございます。款12土木費、項4道路橋梁費でございます。この案件は、高岡郡四万十町で進めております県道松原窪川線防災・安全交付金事業におきまして、平成28年度に道路を拡幅するために支障となる家屋の移転補償契約を締結し、平成29年度末までに移転を完了することとしておりましたが、所有者の体調が悪化したことなどによりまして、移転先の造成工事や住宅建築のための手続がおくれ、平成30年度に繰り越したため、事故繰越しとなったものでございます。現在は出先機関の職員が、使用者が行う移転のための手続を支援しており、事故繰越しとなった家屋の移転は本年12月末に完了する見込みでございます。

以上で、6月議会におけます土木部の議案などの総括説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

〈公園下水道課〉

◎加藤委員長 それでは次に、所管課の説明を求めます。最初に公園下水道課の説明を求めます。

◎片岡公園下水道課長 公園下水道課長の片岡です。公園下水道課からは、第1号議案の平成30年度高知県一般会計補正予算案と第4号議案の平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算案、第9号の高知県が当事者である訴えの提起に関する議案及び、第12号から18号まで、七つの委託契約の追認に関する議案の、合わせて10件の議案をお諮りしております。

まずは、条例その他議案のうち協定の締結の追認に関する議案について説明させていただきます。④議案説明書条例その他の3ページをお開きください。

1番下の議案から6ページまで、7件の議案でございます。いずれも日本下水道事業団

に委託いたしました、高須浄化センターの整備に関する協定の締結に関する追認の議決を求めます議案でございます。

内容につきまして説明させていただきますので、土木部参考資料、公園下水道課の1ページ、A3の資料をお開きください。高知市と南国市及び香美市から排出される汚水処理を行っております浦戸湾東部流域下水道につきましては、例年、日本下水道事業団と委託協定を結び、終末処理施設である高須浄化センターの整備を行っているところで、その事業内容につきましては、予算案の審議や決算報告などを通じて議会に対し説明を行ってまいりました。

しかしながら、日本下水道事業団との協定につきましては、形式が委託契約であるということから、2番目の枠の右側にありますように、地方自治法及び県の契約条例に定めず、5億円以上の工事の契約時に必要な議決の対象外であると認識し、議決を経ずに契約をしておりました。ただし委託契約であっても、その内容が工事完成を目的とするものである限り、地方自治法施行令で定めず工事または製造の請負に該当するとした行政解釈も出ておまして、平成28年度及び平成29年度に締結しました、当初の契約金額が5億円以上であった3件の協定について、議決が必要であったことがわかったものでございます。

また条例では、議決を経た契約につきまして、6,000万円を超える契約金額の増減を行う場合と、4カ月を超える工期の延長を行う場合には、契約変更について議決が必要であるにもかかわらず、これに該当する変更契約4件についても議決を経ずに契約をしていたことが判明しております。

3の「これまでの協定締結」の枠をごらんください。上の表がこの10年間におけます流域下水道事業の年度別予算の推移を示しております。毎年度、下水道事業団との協定に基づき、事業を実施しているところでございますが、平成28年度から発生する汚泥の量を縮減する消化施設の建設に着手したことに伴いまして、事業量が増大してまいりました。

下の表が議会の議決が必要な協定を示しております。消化施設の整備に着手する以前の5年間は、議決が必要となる契約金額の協定を締結することはなかったため、平成28年度に5億円を超える協定が出てきた際に、委託契約であるということから、必要な議決を見抜かったものでございます。しかしながら、平成21年度から22年度に係る9億円を超える協定につきましては、協定締結時に議決を経ておまして、過去の契約については抜かりなく議決の手続を経ていたことを確認してございます。結果としまして、平成28年度に締結した9億7,900万円の協定、及び7億1,200万円の協定と、平成29年度に締結しました8億5,900万円の協定、合わせて3件の協定について、契約議案の議決を得る手続が抜かっていたものでございます。

4の「議決が必要な行為」をごらんください。今回、追認の議決をお諮りする契約案件でございます。平成28年度協定1につきまして、①の協定締結の契約に加えまして、②の

6,000万円を超える3億8,900万円の減額を行う変更契約。平成28年度協定2につきまして、③の協定締結の契約に加えまして、④の6,000万円を超える7,900万円の減額を行う変更契約、及び⑤の4カ月を超える9カ月の工期延長を行う変更契約。平成29年度協定につきまして、⑥の協定締結の契約に加えまして、⑦の6,000万円を超える1億2,200万円の増額を行う変更契約。以上、七つの契約議案が議決漏れであったという状況になっております。

平成28年度協定1の工事につきましては、ことしの3月30日に既に完了しております。平成28年度協定2と、平成29年度協定につきましては、工事を継続中でございます。

5の枠をごらんください。一方で、これらの事業を進めていくことにつきましては、これまでの議会におきまして、その都度説明させていただいていると認識しております。例えば、アンダーラインを引かせていただいておりますけれども、平成28年度の協定1につきましては、平成28年の2月議会に委託料として8億円の当初予算案を計上するとともに、7億5,100万円の債務負担行為の議案を上程し、本委員会におきまして、管理施設や水処理施設の津波対策工事といった南海トラフ地震対策や、長寿命化工事など老朽化対策等に係る事業内容について説明させていただいております。

また、事業の執行後には日本下水道事業団との随意契約によりまして、管理棟の津波対策工事を行ったことを、委託料調べとして平成29年10月の決算特別委員会に報告させていただいております。同様に平成28年度の協定2、及び平成29年度協定につきましても、予算案や債務負担行為の議案を上程した際に、本委員会におきまして事業内容を説明させていただいてるところでございます。加えまして、後ほど説明いたします消化発電事業の導入などによる大規模な施設を導入する際にも、本委員会に報告し御了解をいただいて事業を進めてきたものでございます。

このように、予算議案の審議や決算報告を通じまして、内容を議会に説明させていただいたと認識はしておりますものの、契約の締結の際に議決が不可欠の契約について、議決を受けないまま工事の契約をいたしましたことは、あってはならないことであり、深く反省しているところでございます。

これらの契約につきましては、必要な議会の議決を欠いているということから、違法かつ無効な状態となっておりますが、こうした議決漏れにつきましては、ほかの自治体におきましても過去に事例がございまして、6の「類似案件の対応事例」にお示ししておりますとおり、事後におきまして追認の議決をいただくことで議決を欠くという瑕疵が過去にさかのぼって治癒されるとの判例も出ているところでございます。今回議決が必要であった七つの契約議案につきまして、同様に過去にさかのぼって契約が適法かつ有効な状態になるように、追認の議決をお願いするものでございます。

7の「再発防止策」でございます。今回このような事案が発生した原因につきましては、大きく二つあると考えてございます。一つは、安易に委託契約であることから、議会の議

決は不要であると思ひ込み、議決の必要があるのではないかと疑問を持たなかった、担当者のヒューマンエラーがございませう。ただし、こうしたヒューマンエラーを完璧に防止することには限界がございませうので、組織でカバーしていくことが必要となりますけれども、二つ目は、組織でカバーするシステムが十分機能しなかつたことにあると考えております。

そのため、一つ目のヒューマンエラーを防止する対策としましては、このように大きな金額の契約は、議会に諮る必要があるのではないかと、疑問を持つことが最大の防止策になりますので、職員一人一人が、なぜ議会に議案を提出しなければならないのかという、法の趣旨をしっかりと自分のものとしていくことが何より重要と考え、そうした職員の育成を行う取り組みを強化していくこととしております。

まず、2点目の組織でカバーするシステムの強化としまして、議会提出チェックリストに、「予定価格5億円以上の工事または請負の完成を目的とする委託」を追記するとともに、事業課におきまして総務・経理ラインと事業ラインのダブルチェックを行うことといたします。さらに、土木部の主管課及び総務部では、予算編成時におきまして、それぞれに議決予定案件リストを策定し、議会ごとの集中チェックや判断に迷う案件に対し、確認の徹底を図ることといたします。このように職員の育成強化に加えまして、組織としましても二重三重の再発防止策の取り組みを徹底し、二度とこのような誤りが起こらないよう努めてまいります。

それでは、それぞれの追認をお願いする契約議案につきまして、詳細な説明をさせていただきます。次のA4にあります第12号議案、説明資料をごらんください。まず、平成28年度協定1の契約締結議案について説明いたします。協定の名称は「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定」でございます。協定の期間は平成30年3月30日までの2カ年となっておりますが、平成29年度の債務負担行為につきましては、平成28年度2月議会に7億5,100万円の議案を上程し、議決いただいております。平成29年度の、債務予算を含めました9億7,900万円余が協定の契約額になってございます。

対象の工事につきましては、大きくは二つございませう。一つは、南海トラフ地震に備えた津波対策工事。もう一つは、老朽化に伴う設備の改築工事となります。津波対策工事は、左下のAの写真のように、管理棟などの施設の開口部対策として、防水板や防水ゲートを設置する工事と、水処理施設の一部である最終沈殿池の擁壁のかさ上げを行う工事でございます。また、老朽化に伴います設備の改築工事は、写真B及び写真Cのとおり、ポンプ棟の機械設備及び、これらの機械を運転制御する電気設備を改築する工事でございます。

次に、平成28年度協定1の変更契約議案につきまして、第13号議案説明資料をごらんください。変更の内容は、当初の契約金額から3億8,800万円余の減額変更を行うものでございます。減額理由につきましては、Cの工事における運転操作設備が水処理設備を運転操作する系統と、汚泥処理設備を運転操作する系統と二つあったものを、協定締結後の見直

しによりまして一つの系統に集約させ効率化を図ったことにより、大幅な減額が図れたものでございます。また、その他の工事につきまして入札差金が生じたので、その分が合わせて減額となってございます。

次の、4ページをごらんください。平成28年度協定2と平成29年度協定につきましては、平成32年度の供用予定し整備を進めております消化施設の整備に係る協定でございますので、その事業概要を説明させていただきます。

この資料は、平成29年の9月議会の本委員会における説明資料でございます。現在、汚水の処理の過程で発生いたします汚泥につきましては、一部を焼却し残りを民間のコンポスト会社などに処理委託しておりますが、今後も汚泥発生量の増加が見込まれますことから、発生汚泥の減量化が必要となってまいりました。また、焼却施設の耐用期限が平成31年度に到来することも背景にあり、既存施設を更新し今までどおりの処理を行うか、また新たな処理施設を導入するか検討を行いまして、全国でも事例のありました消化施設を導入し、トータルコストの縮減を図ろうとするものでございます。

右に、消化施設の導入によりまして、処理過程がどのように変更になるかを示しておりますけれども、下の図のように汚泥を消化することで減量化を図るとともに、消化により発生する消化ガスを、発電事業を行います民間事業者へ売却することとしております。

このことによりまして、3の「導入の効果」に示しておりますとおり、下水汚泥の減量化による年間8,400万円の処理費用の削減と、消化ガスの売却によりまして9,300万円の収益を見込んでおりまして、20年間でトータル約35億円の経費を削減しようとするものでございます。

4の「スケジュール」では、平成29年11月に発電事業者と契約締結予定となっておりますが、ことしの1月16日に全国でも実績のございます発電事業者と契約を締結しておりまして、現在平成32年度からの稼働を目指して整備を行っているものでございます。

それでは、この事業に関連します協定について説明いたします。平成28年度協定2の契約締結議案につきまして、次の5ページ、第14号議案説明資料をごらんください。協定の名称は「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備（汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備）工事委託に関する協定」でございます。協定の期間は平成30年3月31日までの2カ年となっておりますが、平成29年度の債務負担行為につきましては、平成28年12月議会に6億8,000万円の議案を上程し、議決いただいております。平成29年度の債務予算を含めました7億1,100万円余が、協定の契約額となっております。

対象の工事につきましては、平成32年度から供用となります、消化施設に伴います汚泥の清浄を対応できるように、Dの汚泥濃縮機と、Eの汚泥脱水機の更新を行うとともに、Fのとおりこれらに付随します電気設備を更新するものでございます。

次に、平成28年度協定2の変更契約議案につきまして、第15号議案説明資料をごらんく

ださい。変更の内容は、当初の契約金額から7,800万円余の減額変更を行うものでございます。減額理由につきましては、当該工事であります、Dの汚泥濃縮機と、Eの汚泥脱水機の更新工事及びFの汚泥処理設備の電気工事、それぞれに入札差金が生じたことによる減額でございます。

次に、同じく平成28年度協定2の変更契約議案につきまして、第16号議案説明資料をごらんください。変更の内容は工期の延長でございます、当初の平成30年3月31日の完成期限を、平成30年12月28日まで約9カ月延長するものでございます。工期の延長理由につきましては、当該工事の機械を据えつける汚泥処理棟におきまして、耐震補強を行います別の工事との工程調整を行った結果、工期の延長をしたものでございます。

次に、平成29年度協定の契約締結議案につきまして、第17号議案説明資料をごらんください。協定の名称は「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定」でございます。協定の期間は平成31年3月29日までの2カ年となっております、平成30年度の債務負担行為につきましては、平成29年12月議会に7億7,600万円の議案を上程し、議決いただいております。平成30年度の債務予算を含めました8億5,900万円が、協定の契約額となっております。対象の工事につきましては、先ほど説明いたしました消化施設の消化槽本体を整備する工事でございます、鉄筋コンクリートづくりの工作物を2基建設するものでございます。

最後になりますが、平成29年度協定の変更契約議案につきまして、第18号議案説明資料をごらんください。変更の内容は、当初の契約金額から1億2,100万円余の増額変更を行うものでございます。増額理由につきましては、最下段に記載しておりますけれども、下水道事業団が発注した工事につきまして、入札不調が2度続き、調査したところ建築工事の一部の積算価格が、実勢価格と乖離があることが判明し、積算に実勢価格を採用することとしたため増額となったものでございます。

以上、いずれの契約につきましても、日本下水道事業団との委託契約でございまして、追認の議決をお願いする契約議案でございます。

次に、流域下水道事業特別会計補正予算案について説明いたします。②議案説明書補正予算の29ページをお開きください。

高知県流域下水道事業特別会計補正予算といたしまして、5,125万6,000円を計上しております。これは日本下水道事業団に委託し整備を行ってございました、高須浄化センターの整備事業におきまして、未竣功との指摘を受けたため、必要となる国費の返還相当額と、それに関連いたします訴訟事務委託料を計上するものでございます。

1ページ手前の28ページをごらんください。特別会計における歳入につきましては、一般会計から全額繰り入れることとしております。その一般会計から特別会計への繰出金につきましては、20ページに計上してございます。

また、関連する議案としまして、④議案説明書条例その他の2ページをお開きください。高知県が当事者である訴えの提起に関する議案でございますが、国費の返還に伴い発生いたします県の損害につきまして、事業の委託先である日本下水道事業団に対し、損害賠償請求を行う訴えに関する議案をお諮りしております。

内容につきまして説明させていただきますので、土木部参考資料、公園下水道課の10ページ、A3資料をお開きください。

日本下水道事業団と委託協定を結び、高須浄化センターの整備を行っております工事のうち、平成28年度の委託協定に基づき、平成27年度の繰越予算で実施しました管理棟の津波対策工事等について、国から未竣工工事との指摘を受けたもので、未竣工工事は、それに充てた国費を返還する対象になるものでございます。

委託先の日本下水道事業団につきましては、地方公共団体の要請に基づき、下水道に係る施設の建設、維持管理や技術的援助等を行う目的で、全国47都道府県の出資により設立された地方共同法人で、下水道に係る地方公共団体への支援を行います唯一の全国組織でございます。

下水道事業を行うためには土木や建築、機械、電気、化学といった、多岐にわたる専門技術者の確保が必要となります。そのため、年度により事業規模の多い少ないの波がありまして、そうした専門技術職員を一定数確保していくことが困難な自治体は事業団に業務を委託しており、本県も昭和61年度から高須浄化センターの整備を事業団に委託しております。

今回未竣工との指摘を受けた協定は、次の2件の協定です。一つは、高須浄化センターの汚泥消化施設建設工事委託に関する協定。二つ目は、高須浄化センターの建設工事委託に関する協定で、それぞれに平成27年度の繰越予算を含んでおり、合わせて6,631万6,000円のうち、4,421万1,000円の国費が不当との指摘を受けたものでございます。

指摘に至った原因ですが、こうした工事の支払いを行う場合には、その工事の出来高を現地で確認の上、出来高相当分を支払い、そのことで支払いに充てた予算が執行できたという扱いになります。県が下水道事業団と交わした協定には、事業団は建設工事が完成期限内に完成しがたいと認められるときには、速やかに県と協議を行うとされております。しかしながら今回のケースでは、事業団からは平成27年度の繰越予算の執行、すなわち繰越予算見合い分の工事の出来高が上がるのが困難になった事態になっても、適切な対応を行うための協議がなされないまま、事業団から平成27年度繰越予算を上回る金額が請求されたため、国費を受け入れ事業団に支払いを行ったものでございます。

結果としまして、平成27年度繰越予算の執行期限となる、平成28年度末の工事の出来高が確認できないとして、国から未竣工との指摘を受けたものでございますが、右上段の5に記載しておりますとおり、既に工事は完成し、事業団への支払いも終わっておりますが、

国費相当額を返還しなければならないという事態に陥ったものでございます。

返還する国費相当額は、未竣功の指摘のあった平成27年度繰越予算相当額の4,421万円余に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適化法に基づく年率10.95%の加算金を加えたものになります。加算金は、国費を受け入れました平成29年3月31日から納付日までの日割りで算定されることになりますので、補正予算案を可決いただければ、議会の閉会後に速やかに返還したいと考えております。その間の466日分、618万円余となる加算金を加えました、5,039万1,317円の国費返還相当額を、補正予算案として計上させていただいております。

現在、県のほうから未竣功工事の報告書を国に提出しているところでございまして、今議会中には補助金の交付決定の取り消しと、国費の返還命令が出される見込みとなっております。

今後の対応ですが、既に受け入れた国費は委託料として事業団へ支払い済みですので、返還する国費相当額は県費で賄わなければならない、県の損害となります。こうした事態に陥った原因で説明しましたとおり、この損害は事業団の不適切な対応に起因すると考え、国費相当額を事業団に請求することとしております。

まず、県の主張を説明し、県の損害分を請求することについて、事業団と協議を行ってまいりたいと考えておりますけれども、双方の主張に隔たりがあり、事業団が請求に応じただけでない場合には、司法の判断にゆだねる必要があると考え、今議会に訴えの提起に関する議案を提出させていただいております。加えまして、訴えの提起を行うために、弁護士に依頼する着手金86万4,000円を、訴訟事務委託料として補正予算案に計上しております。

以上が公園下水道課からの説明となります。契約議案の議決漏れがあったこと、また、事業の未竣功により国費を返還する事態となったことといった、あってはならない事案が発生しましたことにつきましては、しっかりと反省いたしまして、今後二度とこのようなことが起こらないように、再発防止策を徹底し、適切な事業の執行に取り組んでまいります。御審議のほどよろしく申し上げます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 追認議決の関係ですけれども。これはヒューマンエラーと言われて、その上で組織的にどういう対応していくとも言われているわけですが。その組織的に、というのは土木部だけではないわけですよ。この議案を最終的に提出するに当たっての段階では、相当の議案審査の段階があるわけで。その段階でも当時、このことについて議案としてきちんと提案する必要があるという指摘は全然受けなかったんですか。

◎片岡公園下水道課長 当時のチェックリストには、工事または請負に関する5億円以上の委託契約というものがなかったため、そこまでチェックが及ばなかったと考えられます。

◎坂本（茂）委員 財政課とかでも、全然そういったことに気がつかなかったということですか。

◎片岡公園下水道課長 この契約自体の決裁も土木部長決裁であったと思うんですけども、部の中は出ていないということもあって、そういったチェック機能が働かなかったと考えられます。

◎坂本（茂）委員 今後はそういったことがないような対応をするということで、この再発防止策によって、幾重ものチェック体制で二度と起こらないようにするということが、十分気をつけていただけたらと思います。

それともう一つの、県が当事者である訴えの提起に関する議案のほうですけれども。これも入札不調が連続して、工事契約ができたのが平成29年1月、2月。その時点で言えば、年度内の完成はもう絶対無理ですよ。そんな中で、繰り越しの手続がされるということは、協議しなくても普通考えられることではないかと思うんですが。例えば逆に言うたら、協議すれば繰り越し手続をしなくてもいいということが想定できたわけですか。

◎片岡公園下水道課長 この件に関しましては、事業団のほうから繰越予算分を上回る請求をします。その請求に支払いを県が行えば、事業を執行したこととなるという話をいただきまして、それでも事業執行ができるもんだという判断をしたために、適切な手続を行わなければならないというところまで、考えが至らなかったというところがございます。

◎坂本（茂）委員 逆に事業団に対してその繰越予算を上回る分を納めれば、しかし、そういうことが果たして適切なことなんですか。

◎片岡公園下水道課長 通常、県が直接請負工事を発注をして、その予算を執行するとした際には、必ず出来高を確認をして、その出来高見合い分について支払いを行い、それで事業を執行したということになるんですけれども。今回は下水道事業団に、県が行うべき工事の発注とか、発注後の工事の監督とかいったものを全て委託して、そういった協定で契約を結んでおりましたので、ワンクッション、事業団を通しての工事の発注でしたんで。事業団への支払いで、その予算が執行できるもんだという判断をしてしまったということです。通常であれば、工事の出来高を確認した上でやるんですけれども、間にワンクッション事業団が入ったことによって、事業団への支払いでその予算の執行ができるんだという、誤った判断をしたところがございます。

◎坂本（茂）委員 そういう誤った判断をするに至ったのは、事業団の不適切な説明のせいだというのが県の言い分ですよ。その理屈は通りそうなんですか。

◎片岡公園下水道課長 とりあえず事業団と、県の主張をお示しした上で協議をしていきたいと考えておりますけれども。もしそれで協議が整わなければ、損害賠償請求の訴訟を行うことになるんですけれども。そうなってしまえばもう後は司法の判断になりますので。ここで通る通らないというのは、私のほうからも言いかねるところがございますが。

◎**福田部長** 補足させていただきます。まだ国のほうから国費を返還せえという指示が来ておらないものですから、県としても国費相当額分についてまだ返納していないと、県の損害がまだ出ていない状況でございますので。今回の補正予算を認めていただいた後に、これを速やかに国に返還をし、その時点で損害が初めて出ますので。事業団に対しては、その時点で正式に協議を申し入れたいと考えております。

◎**吉良委員** それで現時点で事業団も県のこのことを御存じですよ。こういうふうに提訴の準備もあると。事務担当レベルでお話をなさっているんじゃないかと思うんですけども、その話し合いの中で、現時点で事業団のほうは争う姿勢を明確にしているんですか。

◎**片岡公園下水道課長** 今時点で先方から、そういった司法の判断にゆだねるしかないですねという、争う姿勢を明確に示されているわけではございません。今までは、これに至った事実確認を担当、事業課と下水道事業団のほうでしてきたところでございます。

◎**吉良委員** それで、こういうことに対して前例が一つあったと言いましたよね。その瑕疵が。大阪だっけ。何か書いてましたよね。そのときに、国のほうに返還というのは、事例はなかったんですか。ただ単に議決が抜かっていたからってことだったんですか。

◎**片岡公園下水道課長** 大阪の事例は、恐らく追認のほうだと思われれます。

◎**吉良委員** 追認のほうか。以前に事業団委託のことで返還命令が出た事例はないんですか。

◎**片岡公園下水道課長** ないです。

◎**西森委員** もう1回説明をお願いしたいんですけど。高知県が当事者であるこの事案なんですけれども。28年度に締結した協定、先ほど29年1月と言いましたか。

◎**片岡公園下水道課長** 協定の締結日は9月です。その協定に基づく工事の発注が1月、2月になったということです。

◎**西森委員** 9月に契約をしているわけですね。この事業自体が27年度の予算だったんで、繰り越しは28年の3月31日までしかできない。工事が始まったのが1月、2月ですから、もう残り少ないけれども、29年度への繰り越しは、もうできない状況になっていたということではないのでしょうか。

◎**片岡公園下水道課長** 27年度予算を28年度に繰り越しておりましたので、28年度の末ですから、29年3月までに執行しなければならなかったものです。協定締結が28年9月での締結でしたんで、それから速やかに工事発注していれば、出来高は上がっていたのではないかと、上げることができていたのではないかとと思われれます。

◎**西森委員** だけど、そのところがわからなかったわけですよ。県としては、いつその工事をやり始めたのかどうかというところはどうなんですか。

◎**片岡公園下水道課長** 27年度の繰越予算の執行は、もう28年度中にやらなければならないというのは、県のほうも気にかけておりました。再々この工事をいつ発注するんだとい

う照会はずっとかけておりました。

◎西森委員 事業団からの適切な協議というのは、どういう協議のことを言ってるんですか。

◎片岡公園下水道課長 その27年度繰越予算を28年度中に執行することが困難になりましたよ、つきましてはその予算の事務処理で、29年度への事故繰越手続を行うか、もう出来高を上げることはできないんで、国費を不要として受け入れることをやめようかという、そういった適切な手続を踏むための正式な協議が行われなかった。向こうさんからも提案はなく、安易な支払いにより執行となるという、そっちに走ってしまったところです。

◎西森委員 わかりました。それでこの日本下水道事業団、資格を有する職員の確保が困難な自治体は、事業団に事業委託をせざるを得ない状況があると。こういった県の状況というのは、高知県以外に大体どれくらいの県が委託している形なんでしょうか。

◎片岡公園下水道課長 出資は、もう47都道府県全部で出資しております。そのうち流域下水道を実施しております、県レベルで15の自治体が、下水道事業団と協定を締結して。

◎西森委員 都道府県の中で15がそういう形で事業委託をやっていると。今回高知県でこういう事例が発生したわけなんですけれども、これ他県でも同じような状況は起こっているんでしょうか。高知県だけの問題なんでしょうか。

◎片岡公園下水道課長 私が聞いている限りでは起こっておりません。表面化していないだけかもしれませんが、聞いてはおりません。

◎西森委員 そうすると、なぜ9月の段階で契約をして、工事の始まりが年を越えてからになってしまったのか。そのあたりは何か説明は受けているんでしょうか。

◎片岡公園下水道課長 入札が不調になった都度、報告は受けております。ただ原因についてまで報告は、その時点ではなかったんですけれども。後で聞き取ったところによりますと、単価の折り合いがつかなかったとか、発注が1月、2月と年度末になりましたので、請負業者側の技術者の配置がなかなか難しかったのかなど、そういった分析はしているように聞いています。

◎西森委員 いずれにしても、県としてはとりあえずは国のほうに戻して、その戻した分を事業団との話によって戻してもらえるのか、戻してもらえなければ、もう訴訟という形になっていくということですね。わかりました。

◎三石委員 重複するかもしれませんが、知事からも謝罪があり、議長からも異例のね。ああいう形は、過去余りないんじゃないですか。そういうことがあって、十分気をつけるようにという話があったんですけど。再発防止についても先ほど説明がありましたが。もうやってしもうたことは、しゃあないことでね。今後どういうふうに防止をするかということは、案は書かれていますけど、もう少し詳しく今後のことの説明をしていただけますか。

◎片岡公園下水道課長 まずこの議案が、議決漏れでしたよというのがわかったのが、私

が、これは契約金額が大きいのに議会にかけていないと、本当に議会にかける必要がないのという、ちょっと疑念を持ったのが発端でございますので。そういった疑念を持った、ある一定規模以上の工事または請負に関する契約が議会に諮らなければならないのかという法の趣旨を、十分身につけた職員を育成していくために、今行っている研修等につきましても、さらにプラスアルファの要素を含めた研修を行って、そういった職員の育成強化を図っていききたいというのが、まず1点目でございます。

2点目は、先ほどもお話しましたがけれども、今議案提出チェックリストに、予定価格5億円以上の工事または請負だけだったんですけれども、それを委託契約であっても、そういったものについては議会への議決が必要ですよと、念のため、チェックリストにそれを具体的に追加するというのがございます。

あと、事業課におきましても、本来事業をしておりますのは技術職員なんですけれども、こういった議会の議決が必要、必要でないという判断は、事務職員のほうがプロフェッショナルというか、そういった判断基準を持っていると思われまして。技術と事務の双方のレベルで、チェックを徹底するというところが2点目でございます。

あと、その判断を事業課だけで判断することなく、疑問がある場合には主管課もしくは部外、総務部等に確認作業をすることを徹底していききたいと考えてございます。それが(3)の判断に迷う案件の対応とも重複しましたけれども。個人の育成強化と事業課でのダブルチェック、もしくは主管課を交えた土木部でのチェック、それと総務部を含めましたチェックと、個人から組織まで、二重三重の再発防止策に取り組んでいききたいと考えてございます。

◎三石委員 人がやることですけんね、間違いも過ちもありますけど。この再発防止策にのっとなって、もう今後は二度とないだろうと思えますけど、こういうことはなくなるように、強く私の方からも要請をしておきます。

◎下村副委員長 今、三石委員からお話がありましたが、やはりこの一連の追認議案に関するところ、議長からも指摘がございましたけど、今回14名処分されたということでお聞きもしました。この内容については、やはりこれは議会軽視と言われても仕方ないような内容でありますし。また事業団の関係においては、もしも事業団からのお金の返還等がなければ、これはもう県民の皆様に対して、本当に御迷惑をかける結果になってしまうということ。今回の議案全てについて、やはり土木部としてしっかりと、本当に猛省していただいて、今後もう二度とこういうことは起こさないということを肝に銘じて、やっていただきたいということを、やっぱり委員会としても申し上げるべきことだと思えます。自分たちも、そういう意識も持ちながら、今後も審査に当たりたいと思えます。今後こういうことは一切ないようお願いをしたいということを、私のほうからも申し上げておきたいと思えます。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

〈技術管理課〉

◎加藤委員長 次に、技術管理課の説明を求めます。

◎窪田技術管理課長 技術管理課から平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告につきまして説明させていただきます。資料ナンバー④の議会説明書の13ページをお願いいたします。

事業名にあります、建設技術管理事業費につきましては、土木部初め九つの関係部局において、執行管理、業者管理、用地管理、積算などの業務で、約500名の職員が利用しております土木行政総合情報システムにつきまして、OSの更新や機能アップを目的に、システムの再構築を平成28年度から始め、29年度末に開発を終えまして、この4月から一部のシステムを除き運用開始しております。

このシステムの一部であります、林道事業の土砂の数量を算出するための、切盛流用システムにおきまして、既存のシステムから新たに開発しましたシステムへの移行に際しまして、不測の日数を要し、平成29年度内に完成できなくなりました。そのため、やむを得ず2,029万4,000円の繰り越しの専決処分を行いましたので、御報告させていただくものでございます。

なお、この切盛流用システムは6月末に完成しまして、引き取り検査を終えまして、この本日2日から運用を開始しております。

技術管理課からの説明は以上でございます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎西森委員 これは国の事業だとかは関係していないということか。

◎窪田技術管理課長 はい、関係しておりません。県費でございます。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

〈河川課〉

◎加藤委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎岩崎河川課長 河川課長、岩崎でございます。河川課からは、和食ダム建設工事における債務負担行為の追加について御説明いたします。資料②、議案説明書補正予算の16ページでございます。和食ダム建設事業におきまして、限度額30億300万円を追加するものでございます。

内容につきましては、土木部説明資料の河川課のインデックスのついたページをお開きください。まず1ページ、1の(1)に、和食ダム建設工事についての現在の契約概要、(2)に契約締結以降の主な経緯を記載しております。

次に、2の(1)に懸案となっております、節理面についてのこれまでの経緯をまとめておりますが、2ページの、(2)現場状況をごらんいただきながら説明させていただきます。

す。

和食ダム本体建設工事におきまして、左岸斜面に確認されました広範囲に広がる粘土を含んだ割れ目、いわゆる節理面が見つかりました。このまま放置してダムを施工しますと、地震などの揺れによりダム堤体にひび割れや、それに伴う漏水などの問題が発生する可能性がございます。このことから、国の専門機関と協議した上で、恒久的なダムの安全性を確保するために、再掘削により除去することを決定いたしました。

1 ページに戻っていただきまして、1 の（2）の主な経緯の⑨をごらんください。本年4月の業務概要委員会におきまして御説明いたしましたが、本年2月19日に開催しました公共事業再評価委員会におきまして、この再掘削など追加工事を含む和食ダム建設事業の総事業費が、当初の128億円から31億5,800万円増額し、159億5,800万円となること。あわせまして、事業の完了が平成30年度末から6年間延長し、平成36年度末になるという全体計画変更の県の対応方針案をお示しいたしました。審議の結果、事業の効果が高く、また地元住民の要望も非常に強いため、事業を継続するという提言をいただき、方針が決定いたしました。

表の最下段の⑩をごらんください。この提言を持ちまして、国に全体計画変更の申請を行い協議を重ねました結果、去る5月9日に県の対応方針案どおりに国から変更の同意を得たところでございます。このことから和食ダム、本体建設工事が竣工するために必要な債務負担行為の追加について、本議会の補正予算に上程させていただきまして、お諮りするものでございます。

3 ページの（3）をごらんください。今議会でお諮りする債務負担行為の必要額と、その内訳を記載しております。今回お諮りする必要額は（ア）30億300万円で、その内訳が（イ）でございます。赤字で記載しておりますが、（E）が、現在契約しているものの、現行の債務負担行為の期間が平成30年度末であるために、新たに設定する必要がある7億6,400万円余り。（F）が再掘削や安全対策工など、新規追加工事となります22億3,800万円余りとなっております。

具体的には、その下の（E）未施工金額の内訳をごらんください。これは既に契約を行っている工事のうち、これまでの節理面对応により中断している左岸の堤体コンクリート打設の残りや、基礎岩盤の止水のために行うグラウチング工などのほか、契約最終年に支払いを行う出来高金額の支払い保留金額などがございます。

さらにその下、（F）新規追加工事金額の内訳をごらんください。これは現在の契約には含まれておらず、節理面除去のために新たに必要となりました再掘削費用や、それに伴います堤体コンクリートの増加分、また、これらの工事を安全に行うための安全対策費用など、新規追加となる工事に伴い必要となるものでございます。

続きまして、その下の（ウ）債務負担行為の期間をごらんください。まず、来年2月に

開始予定の再掘削工事につきまして、全ての安全に配慮した上で、確実に掘削工事を完了できる期間として、来年2月から平成34年12月を予定しております。その後左岸のコンクリート打設など、ダム堤体の残工事を施行しまして、その完了できる時期を平成36年3月と見込みまして、引き続きダム工事で最終となります試験湛水の実施期間を平成36年度末まで予定しております。

これらのことから、今回お諮りします債務負担行為の期間につきましては、平成30年度から平成36年度末までを設定いたしております。

最後に、3の今後の対応についてでございますが、債務負担行為の追加の御承認をいただけましたら、これらを反映しました工事の請負契約の変更につきまして、9月議会以降にお諮りする予定でございます。

以上で、河川課の説明を終わります。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

(なし)

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

〈都市計画課〉

◎加藤委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎島田都市計画課長 都市計画課の島田です。

それでは、都市計画課の補正予算につきまして説明をさせていただきます。資料番号2の議案説明書、補正予算の17ページをお開きください。

歳入予算は、防災・安全社会資本整備交付金を活用しまして、市からの負担金と地方債の合計で2億3,342万7,000円を増額するものです。

次のページの歳出予算をお願いします。3目都市施設整備費の、1都市計画街路事業費は、はりまや町一宮線はりまや工区の工事再開に必要となる費用について、2億3,993万1,000円を増額するものです。このことにつきましては、後から詳しく御説明させていただきます。

次の19ページは、繰越明許費でございます。2目都市整備費の都市計画街路単独事業費、及び3目都市施設整備費の都市計画街路事業費は、高知駅秦南町線において、久万川橋を現在の2車線から4車線に拡幅する工事について、4月早々の発注を予定していましたが、工事のために支障となる隣接市道について、関係者との計画調整に日数を要し、発注がおくれ、年度内の完成が見込めなくなりましたことから、おのおの1億7,925万6,000円と、1億7,366万8,000円の繰り越しをお願いするものです。

続きまして、都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区の工事中断区間について、工事を再開する判断に至った経緯や考え方につきまして、参考資料により御説明いたします。都市計画課のインデックスがついている資料をお開きください。

まず1枚目は、これまでの経緯について取りまとめたものです。はりまや工区は、平成12年から事業を開始し、平成15年から工事に着手いたしましたが、平成17年ごろから新堀川の水辺空間が大切であるという声の高まりなど、さまざまな御意見が寄せられましたことから、はりまや橋小学校より北側の区間が完成しました平成23年から、南側の区間については工事を中断しています。

一方で、平成20年から新堀川の環境調査と交通量調査などを実施しまして、約10年間にわたりデータを蓄積してきました。このデータをもとに、はりまや工区のあり方について、新たな検討を行う時期が到来したと考えまして、昨年6月に、はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会を立ち上げました。地域住民の代表の方、有識者の方などに参加していただき、昨年度計5回議論をしていただきました。また、広く県民の皆様の御意見をお聞きするために、パブリックコメントを2回行っています。さらに、新堀川を考える新堀小OB、OG有志の会の方から御提案をいただきましたので、協議会の場で意見交換していただきました。そういった経過を踏まえた上で議論を積み重ねまして、本年2月にまちづくり協議会から知事宛てに提言書を提出していただいております。

その提言の内容につきましては、右側に記載していますが、①交通の状況、②希少動植物、③歴史・文化、④まちづくりの四つのテーマは全て重要であるが、四つのテーマの全てを100%満たすことはできない。それぞれ80点以上を目指す、全体として調和のとれた望ましい案として、新たな道路計画案がふさわしいと取りまとめていただいております。

協議会には12名の委員がいらっしやいまして、10名の委員からは賛同を得ましたが、2名の委員からは提言書の取りまとめについて時期尚早であるとの附帯意見が出されております。また、4月には高知市の意見もお聞きしました。高知市長からは、子供たちの安心安全のため、新たな道路計画案に従って、早期に整備をしてもらいたいとの御意見をいただいたところです。

県としましては、こうした協議会からの提言や高知市の意見を踏まえまして、議論の過程をいま一度確認するとともに、希少種や掘り割りの保全方法について改めて議論を行いました。その結果、現在の厳しい交通事情を放置することなく早急な対応が必要と考えまして、今回、県の方針をお示しした次第です。

次のページをお開きください。まず1番左の上の交通の状況をごらんください。はりまや工区の工事中断区間は歩道が狭く、100名を超える通学児童など、歩行者の安全が損なわれており、また交通渋滞が発生し、朝の通勤時間帯の1時間で計測したところ、生活道路に200台を超える通過車両が入り込んでいるという課題の解消は不可欠でありまして、さらに、このままでは将来もこの課題は継続されることから、歩行者の安全対策や渋滞の解消は急務であると考え、工事を再開して歩道の拡幅と4車線化を進めることとしました。このことによりまして交通の課題を解消し、安全で快適なまちづくりを実現したいと考えて

います。

他方で、工事を進めるにしましても、新堀川の希少動植物と歴史的な史跡などに対して、できる限り配慮することはとても大事であると考えました。2段目の希少動植物については、10年以上新堀川の環境調査を継続して行ってきまして、その中で既に整備済みの区間、つまり小学校より北側の4車線整備が完成している区間におきまして、わずかな空間でも、シオマネキやコアマモ、トビハゼが生息していることを確認しました。また、過去に浦戸湾内に造成しました人工干潟にも、シオマネキは生息していることを確認しました。さらに、新堀川の水面に日を当てることで、どれだけ環境が改善するかということについても試験をしております。駐車場を一部撤去した空間におきまして、今まで生息していなかったシオマネキ、コアマモ、トビハゼを確認したところです。

右側に移っていただきまして。新たな道路計画案は、駐車場の撤去や横堀公園の切り込みによりまして、日の当たる面積が今よりも20%拡大する計画となっています。さらに、希少種などを保全するために干潟と水面を創出しますので、今の新堀川以上に自然環境が改善され、現在の横堀公園前のように、多様な生息環境の保全を図ってまいりたいと考えています。

3段目の歴史的な史跡等への配慮についても、大変重要なことと考えます。新堀川は江戸時代初期につくられた水運の堀でして、周辺にも歴史的な史跡が多く存在しています。しかし一方で、下の写真を見ていただければおわかりのとおり、駐車場の東側につきましては、石垣ではなく既にコンクリート護岸に改変されています。

右側に移っていただきまして、これらのことについては、二つの基本方針に沿って取り組んでまいりたいと考えています。一つ目は、石垣は極力現位置で保存します。やむを得ず手を加えないといけないところは、将来もとの位置に復元できるように、記録を保存するとともに、現地にもとの位置を明示したいと考えています。二つ目は、歴史的景観を連続して再現する取り組みを行いたいと考えていまして、コンクリート護岸を撤去して、昔ながらの石垣に復元し、また新堀川沿いの市道を歴史の道として整備しまして、歴史が語り継がれる魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えています。

次のページをお開きください。左側に現状の写真と、その下に新たな道路計画案に沿って整備した完成イメージ図を載せています。先ほど御説明しました、日の当たる水面を現在より約20%ふやすこと、東側は昔ながらの石垣を連続して再現することや、東側の市道については歴史の道として整備することを記載しています。

右側は、工事を再開する判断を順序立てて整理したものです。1番上に、現状の駐車場で覆われている図面を載せています。まず、ステップ1としまして、先ほど御説明しましたとおり、歩行者の安全確保のためには歩道の拡幅が不可欠でして、そのために西側の石垣に手を入れざるを得ないわけですが、歩行者の安全確保と史跡の保存をどう調和させる

かについて考えてみました。歩道の拡幅によって道路下になる西側の石垣は、先ほども御説明しましたが、できる限り現位置で保存し、位置を道路上に明示します。やむを得ず工事の支障となって上段の一部を取り除く石垣については、東側で復元する際に利用したいと考えていまして、このような方法で史跡への配慮を行うこととしました。

次に、ステップ2としまして、ステップ1で西側の石垣に手を加えざるを得ないわけですが、渋滞による抜け道利用など地域の安全性を向上するために、4車線化が不可欠です。そのため、新堀川の一部に道路が張り出すこととなりますが、渋滞の解消と自然環境及び史跡の保存をどう調和させるかについて考えてみました。

道路の拡幅によって駐車場を撤去し、このイメージ図ではコアマモが生育できる環境として水面を創出しますが、別の区間では、同じように駐車場を撤去し、シオマネキが生息できる環境として干潟を創出します。また東側のコンクリート護岸は、江戸時代からの積み方である野面積みに復元するとともに、東側市道を歴史の道として整備して、歴史的風情を感じられるようにしたいと考えておりまして、このような方法で自然環境と史跡への配慮を行うこととしました。

ステップ3としましては、水面に日の当たる面積をさらに拡大するために道路の外側にも目を向け、横堀公園の一部を切り込むことについて検討しました。現在、横堀公園前は生物の主要な生息地となっておりまして、その機能を維持するために横堀公園の一部を切り込み、水面と干潟を創出します。このことによりまして、公園の石垣の位置について一部を移動しますが、移動した石垣は野面積みで復元します。また移動後も、もとの位置がわかるように、くいなどで現地に明示するとともに、将来復元できるように記録を保存することを考えておりまして、このような方法で史跡への配慮を行うこととしました。

最後に、1番下段に記載していますが、補正予算の概要としましては、道路詳細設計として工事中断区間における測量や地質調査、道路設計、交差点設計などを行います。加えて、干潟や水面の設計、石垣設計、用地測量調査を行うもので、この6月議会で2億3,993万1,000円の補正予算を見積もっております。

なお、工事を再開するには、国からいただいております事業認可について、期間の延伸と整備計画の内容の変更が必要です。この補正予算により実施する道路詳細設計などの成果の一部について、事業認可の法定図書として活用したいと考えております。

以上で、都市計画課の説明を終わります。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 最後にお話のあった事業計画の認可更新の関係でお尋ねしたいんですけども。知事の記者会見なんかによると、期間の延伸と事業変更を行うためにも、この時期に設計予算を組まないと間に合わない、という発言があったと思うんですけども。時期的にどうなっているかを詳しく説明していただけますか。

◎島田都市計画課長 事業認可の変更に関しましては、当然国とまず協議を開始する必要があります。協議を開始するためには、今回の新たな道路計画案を一定図化して、それをもとに国と協議を開始したいと思っております。そういったことを踏まえまして、この6月予算で補正予算をいただきまして、早速道路実施設計等に取りかかりまして、年内には国と協議を開始し、年度中に変更認可をいただきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 年度中に、変更の許可を得るのがタイムリミットということですか。

◎島田都市計画課長 はい。国との関係、事業認可の関係で言いますとそうなります。

◎坂本（茂）委員 それを過ぎると、変更ができないということになるわけですか。

◎島田都市計画課長 変更ができないといいますが、まず今現在、国に認可をいただいておりますので、それについて、このまま時間を引き延ばすというわけにはいかないと思います。そのあたりも国と協議をする必要がございますけれども、県としましては今の事業認可の期間中に、今回補正予算をいただけましたら、早速そういった作業に取りかかって、国との協議の開始、その期間が切れないようにしていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 いかないと思いますじゃなくて、いかないのかどうか。認可期間中に、そういうことをしなければいけないのかどうか、そこを。思いますじゃなくて、そこを聞きようがです。

◎島田都市計画課長 認可が切れてしまいますと、それで一旦、縁が切れるといいますが、リセットされるわけですので、もう一度新たな工区として、当初認可を国からいただく必要が生じてきます。

◎坂本（茂）委員 また改めて当初認可を得ることは、話し合いによってできるということですか。

◎島田都市計画課長 はい。それは可能だと思っております。

◎坂本（茂）委員 それと、この資料の2ページのところで、いろいろ交通の状況だとか、自然環境、歴史文化、それぞれに御説明がありました。その中で希少動植物のところで、シオマネキやトビハゼなどが確認できたというのがあるんですけども。これまで、まちづくり協議会なんかに出されておった資料の中で、例えば希少動植物が生息生育する環境の保全の図で、例えば横堀公園の西側の干潟にもシオマネキ、トビハゼが生息していますというような図がされていますけれども。さらには工事を行った区間でも、干潟にシオマネキとかトビハゼがおりますと。工事を行った区間の、この少しのところというのは、前々から確認できていたんで、工事後私も確認したことがあるんですけども、この横堀公園の西側の干潟で確認できたというのは、いつごろの調査によって確認がされているのか教えてください。

◎島田都市計画課長 毎年、シオマネキの生息調査はやっておりますが。平成28年に生息していることを確認しております。

◎坂本（茂）委員 個体数は。

◎島田都市計画課長 個体数は1個体です。

◎坂本（茂）委員 この横堀公園の西側の干潟は1個体ですか。道路の東側じゃなくて、横堀公園に隣接した干潟。

◎島田都市計画課長 はい、1個体です。

◎坂本（茂）委員 1個体なんですよね。今ある道路の東側の干潟は、もっと数は多いんですよね。そこに相当数のシオマネキが定着しているんだけど、我々どう考えてもこの横堀公園の西側の隣接している干潟には、それほど移植しても定着しないのではないかと思っているわけで。先ほど説明された、過去に造成した人工の干潟にもシオマネキが生息したり、あるいは、いろんなところにシオマネキが確認されていると説明されていますけれども、わずか1個体というのが、毎年の調査の結果だと今わかったわけです。これ設計後にもう一度。例えば設計することによって道路がどれぐらい、どれぐらいの高さで栈橋化されるとかいうようなのも、もっと今よりは明確にわかると思うんですけれども。そうなったら、例えばそれぞれの場所の日照時間がどうなるとか、あるいはもう一度この環境アセスメントを、その設計に基づいてやり直すとかいうことは考えられてないですか。

◎島田都市計画課長 この新堀川の工事に当たりました平成13年に、生物の環境調査を全区間でやっております。今回も工事再開に至りましたら、まず最初に環境調査をさせていただきます。シオマネキ、トビハゼ、コアマモ、ほかにもいろんな生物が住んでいると思います。そのあたりの環境調査をまずしたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 そしたら工事再開する前には、もう一度アセスメントを行うということですね。

◎島田都市計画課長 もともと環境調査は昨年度も、一旦中断して以降、継続して行っておりましたが、今回工事再開ということになりましたら、やっぱりより自然環境に配慮する必要がありますので。現状の新堀川の環境調査を、再開後にスタートしたいと思います。

◎坂本（茂）委員 その結果によっては、どうなるかはまだわからないと。着手できるかどうかは、わからないということですか。

◎島田都市計画課長 そのあたりは高知県野生希少動植物保護条例にのっとり、基本的にはそういった生態系に負荷をかけないのが1番望ましいわけでございますけれども、負荷をかける場合には、回避をしなくてはならないという努力義務もあります。けどなかなか今回の場合、道路整備ということで回避することもできません。その次には軽減を図っていくということにつきまして、それこそ環境の専門家の指導ももらいながら、前回でしたら、例えば緊急避難的にシオマネキを捕獲して移植をしました。そのような方法がいいのかも含めまして、改めて環境調査をした上で、環境部サイドと協議をして進めていきた

いと思います。

◎坂本（茂）委員 保護条例のもとでやろうとしたら、先ほど言うような公共工事の場合に回避することができない、けど一方で多少は軽減していきましようという話になるわけですけれども。結局そういうことが前提になっているような形の、保護条例に基づく手順というのは、果たしていかなものかと思うわけですけれども。いずれにしても、環境アセスメントなんかを着手前にやって、もう一度それによって県民とかにも意見も聞くということになるのか、アセスメントをやった後は、もう県のほうが独自に判断して、どんどん着手していくという考え方なのか、そこはどうですか。

◎島田都市計画課長 まちづくり協議会におきまして、いろいろ自然環境の専門家の先生にもアドバイスをいただきましたが、そういった自然環境に配慮する取り組み。まずは環境調査をして、どういった生物が生息しているのか。そのそれぞれの生物に対して、何をすれば負荷の軽減が図れるのかを、専門家の先生並びに県の環境部と協議をしながら進めていきたいと思っています。

◎坂本（茂）委員 県民には聞かないんですか。

◎島田都市計画課長 現在、まちづくり協議会を存続させていただいております。調査の結果につきましては、まちづくり協議会のほうで御説明もさせていただきたいと思えますし。また今後の取り組み方です。例えば自然環境にはどのように配慮していくとか、石垣についてはどのようにしていくかといったことにつきましても、やっぱりそれぞれ専門家のお力をかりる必要がありますので。そういったことにつきましても、まちづくり協議会を活用させていただきながら、一つ一つ進めていきたいと思っています。

◎坂本（茂）委員 いろいろありますけれども、次お聞きします。とにかく子供の安全が第1だと、今回すごく強調されたと思います。交通安全面から、工事再開を着手するのが急がれると強調されたと思うんですけれども。前のときに私、12月議会で質問した際にも、お話をさせていただいたんですけれども、走行速度ですね。自動車の走行速度が30キロを超えると、歩行者の死亡事故率というのは急激に上昇するということが、警察本部のホームページとか県警察速度管理指針というものにも示されています。なおかつ交通事故発生状況というのが、県警のホームページにアップされているんですけれども。それを例えば平成29年12月末の発生状況を地図上で見ると、事故がやはり道路幅の広い道路で発生しているというのがもう、その発生状況から明らかなんですね。例えば今の一宮はりまや線の、いわゆる未着手区間では事故は起きていませんし。その一方、東のほうにある4車線道路の中宝永町と北が一文橋、ここにずっと北へ行くとインターへ行く道ですね。そこなんかは非常に事故発生が多くなっているということで。やはり道路幅を大きくすることでスピードも上がって、車の流入量もふえていくわけで、事故の発生確率が非常に高くなると思うんですけれども。子供たちの安全が最優先と言うのであれば、30キロのスクールゾーン

にすることはできるのですか。

◎島田都市計画課長 はりまや町一宮線は、もともと高知駅周辺都市整備の一環として、比島の交通公園から連続立体交差事業の効果を最大限に引き起こすために整備された南北の幹線道路でございます。仮にその区間をスクールゾーンにした場合、結局今のボトルネックとなっているところが解消されないまま、交通がほかの路線へ回ってしまうこととなりますので、また別のところで新たな問題を引き起こしてしまいます。ですのでスクールゾーンにすることは、この道路の性格上は好ましくないと考えます。

◎坂本（茂）委員 市内の小学校の周辺で4車線道路は。4車線道路に面した小学校というのはいくつありますか。

◎島田都市計画課長 全てかどうかわかりませんが、昭和小学校とか、潮江東小学校とか、4車線道路に接していると考えておりますけれども。

◎坂本（茂）委員 昭和小学校がどうして4車線道路に接していますか。

◎島田都市計画課長 済みません、それは間違いました。潮江東小学校、潮江のところ、下知の線のところですけど。全部は把握しておりませんが、4車線化をすることでスピードが上がって危険性が増すから、4車線化すべきでないという考え方は、全国の4車線道路を否定するのではないかなというふうにも考えます。

◎坂本（茂）委員 4車線道路、そういう道路幅の広いところで事故が多く起きているのは、事実だろうと思いますんで、そういうことを言っているだけであって。なおかつそういう事故の発生確率が高い4車線道路を、学校の周辺に整備することがどうなのでしょうかということ聞きゆうので。4車線道路を全て否定してしまうということ、私は言っているんじゃないです。

◎島田都市計画課長 そういったこともありまして、今回小学校の近くです。平成28年も合同点検、道路管理者、PTA、警察の方とも点検したときにも、やはり何が課題かという、歩道が狭いというところに尽きます。ということで今回4車線化という、確かに4車線化はさせていただこうとは思っているんですが、まずは歩道の拡幅、ゆったりとした歩道の整備を主眼に置いております。

◎坂本（茂）委員 これも前言いましたけど、歩道は自転車歩行者道なんでしょう。自転車道と分離するんですか。

◎島田都市計画課長 その件も、前回委員から御指摘がありましたので、工事再開ということになりましたら、また周辺の方々といいますか、小学校の関係者の方とか警察の方と一緒に、どのような形態が望ましいかについては検討していきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 工事再開するときにそんなことを考えるんやなくて、設計の段階で本当は考えないかんがじゃないですか、もしするんであれば。

◎島田都市計画課長 4車線化の設計をするということは、工事再開に至っていると考え

ておりますが。

◎坂本（茂）委員 いやいや。工事再開するかどうかは、設計をした上で、なおかつアセスメントとかもやり、県民の意見、まち協の意見も聞いた上で、また改めて判断するがやないですか。

◎島田都市計画課長 先ほど、この2ページで御説明させていただいたとおり、歩行者の安全確保は急務と、県としては考えておりまして、そういったことから歩道の拡幅と4車線化ということで、今回提案させていただいております。

◎坂本（茂）委員 いや、だから提案はしているんだけど、さっき私が聞いたのは、設計をした段階でもう一度、さっきお話があったように、まちづくり協議会なりの意見を聞いて、また判断するがじゃないがですか。

◎島田都市計画課長 設計という意味で言わせていただきますと、昨年度の第2回のまちづくり協議会で、新たな道路計画案を提示させていただきました。それが意味概略ではございますけれども、設計をしたと考えております。

◎坂本（茂）委員 そしたら何のための、設計後の環境アセスメントになるんですか。

◎島田都市計画課長 これもずっと、まちづくり協議会で議論を積み重ねてきたわけではございますけれども、やはり今回の道路整備に当たっては、生態系といいますか、自然環境にできる限り配慮する必要がございます。ということもありまして、環境調査をさせていただいて、極力生態系の保全につながるような形のことをやっていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 そしたら、設計した後いろいろ意見は聞くけど、工事再開については何ら変わるものではないと。まちづくり協議会からどんな意見が出ようが、設計後にいろんな課題が出てきたからといって、県民からどのような意見が出ようが、工事再開を変えるつもりはないというのが、今の考え方ということですね。

◎島田都市計画課長 知事も6月議会冒頭の提案説明で述べておりますけれども、今回工事再開という判断に至っているわけではございます。

◎坂本（茂）委員 だから、工事再開の判断をして設計予算を出しちゅうわけでしょう。けど設計予算を出しちゅうけれども、それで設計した後にはもう一度まちづくり協議会の方なんかから、あるいはまち協に入っていない、もっと専門家の方もおるかもしれん、そういった専門家の方の意見も聞いて、それで着手するかせんかは最終的に判断するがやないがですか。そうでないんであれば、もうそういうてはっきり言うたらええやないですか。

◎島田都市計画課長 そうでございませぬ。もう今回工事に着手するという判断でございませぬ。

◎坂本（茂）委員 だから、だったら何のための、例えば環境アセスメントの調査したり

とか、あるいはまちづくり協議会の方の意見を聞いたりするんですか。変わらんがやったら、やらなかったらええじゃないですか。

◎島田都市計画課長 変わる変わらないではなくて、より丁寧に希少動植物に配慮してこうと、我々も思っております。そのやり方について専門家の意見もお聞きしたいと思っておりますし、また地元の方の御意見、まちづくり協議会を開催して、その提言に沿った設計工事を進めていく過程について、ちゃんと明らかにしながら進めていきたいと思っております。

◎吉良委員 関連で。先ほどの希少動物にかかわる県の考え方も、環境アセスを含めて、工事を再開する前に、本来それは行うべきことなのよね。だから本末転倒であってよね。協議会のほうもわずかな期間に5回。しかも、ずっとさまざまな方が御指摘しているように、本県の希少動物、保護を担当している、レッドデータをつくっている方々はこの中に入っていない。いわゆるその事前調査をした、この間、調査をしてきた方々のみ3名も入っているというような、その人員の配置の仕方からいっても、極めて県民や市民の、この生物多様性の国家戦略に基づいた意見に対して不誠実な対応だと、私は思いますよ。求めているのは、今現在再開を決定するのではなくて、やはりもう少しレッドデータの専門家も含めて事前に、たった1個体しかないわけですから、環境アセスを徹底すると。そして県民の合意を図っていく努力をするべきじゃないですか。実際問題として、さまざまな形で高知新聞の声の欄にも、それから工事再開について立ちどまって考えてくださいという署名なんか、1,200名近くも集まってきているという状況からいっても、きちんと事前にレッドデータの専門家も含めた環境アセスをやるということが、理にかなった態度だと思うんですけども、いかがですか。

◎島田都市計画課長 環境に関しましては、ここ10年間ずっと新堀川の調査をしてきておりました。先ほど御説明したとおり、シオマネキとかが生息していなかったところに、生息し始めたというようなことなど、いろいろ確認をしてきて。そういった、今後工事をしてもまた希少種が戻ってくるのではないかなという、ある程度確証を得た上で、今新たな道路計画案といいますか、昨年度5回のまちづくり協議会を開催しております。ですが、とはいいながら自然を相手にすることですので、100%の確証はないと専門家の意見も聞いております。ですので、そのあたりはモニタリングをしながら、適宜改善しながら、今まで以上の生息環境が保全できるようにやっていきたいと思っております。

◎吉良委員 具体的に言うと、町田先生なんかは先ほどおっしゃったように、シオマネキの、例えばその生息地域というのは、西側は日がなかなか当たらないんで、これは幾ら西側、横堀公園のほうを広くしても、ここはやはりシオマネキに不適な部分なんだと。横堀公園の西側ね。河川でいうと横堀公園に近いほう。東側は、これは不適なんだと。そちらのほうへ広げても、なかなかこれは生息というのは不適じゃないかと。そして、横堀公園

の西側、道路側のほう、学校側のほうは、道路がどれぐらいの高さになって日陰になるかによって、この個体数はもう極端に影響を受けてくるということね。今のうちにもう指摘しているんですよ。県のほうの委員の皆さんは、協議会の皆さんは、広げたら多分ふえるんじゃないかと、実際にはわからないけれども。ただ広げるというけれども、いわゆる横堀公園側のほうを広げても、これは今までの、その生態系、生息数、生息の環境からいうと、これは不適なんだってことを、もう既におっしゃってるんですよ。だから、そういう声を事前に知っているならば、やはりそれについてきちんともう1回今の時点で、協議会の皆さんとはまた違う意見を持っている専門家ですから、その方たちと一緒に、やはりそれを推測して予測していくと。環境アセスをかけていくということが必要ではないですかということ、私申し上げているんです。もうその4車線のほうが先だと、もう広げたらいいと。そして何とか批判を避けるために、水面に日を当てる部分をふやしたらいいんだと、全てを解決することはできないんだという、そういう乱暴な意見じゃなくって。今、科学的に自然科学の方々がおっしゃっている指摘について、真摯に耳を傾けて、もう少し工事の再開は延ばしたらどうかということをお願いしてるんですけども、どうですかそこは。

◎島田都市計画課長 シオマネキにつきましては、多分日本で第一人者と思っております先生に、平成13年からずっと新堀川の環境調査でお世話になっております。その方は人工干潟で成功した実績もお持ちです。またコアマモにつきましても、平成20年に立ち上げた新堀川自然環境観測・検証委員会の委員を務めていらっしゃる方で、皆様方、新堀川に精通している方だと思っております。そういった意味では、我々今回県の判断をするに当たって、その専門家の方の御意見を尊重して決めたということは間違っていないことだと思っております。

◎吉良委員 だから、いわゆる研究者の中でも違う意見を持っている方々、実際のレッドデータをつくっている、県が委嘱した方々ですよ。その方も含めてきちんと議論を交わしていくことが公正な立場じゃないですか。国土交通省の平成25年につくったプロセス過程、これを徹底的に解明していくという、その国交省の姿勢からいっても、今の県のあり方というのは、私はそれから逸脱しているんじゃないかと思うわけです。特に御意見をさまざまな方々からいただく上で、協議会が5回で全てだというような印象をすごく受けるんですけども、私は実はそうじゃないと。例えば御意見をいただくということについても、今のように指摘もありますように、地元の9町内会にわざわざ10部を持って行って、町内会長が出て行って、そして、この案がある、この案があるといって、そこだけの部分にアンケート、パブリックコメントをやるようなことを進めていく。それは国土交通省が言っている他地域の方々、あるいは隣接する小学校のPTAの皆さん方から意見を聞くというならまだしもですよ。公平さがあると思うんですけども。一定その地域で力がある皆さ

んが出向いて行って渡していく。それが果たして公平な、国交省が言う、透明性のある意見の求め方なのかということも、やっぱり指摘されているわけですよね。そこら辺についても私は十分に周辺の方々の御意見を伺ったことにはならないと。もう少し時間をかけて意見を伺うことが必要じゃないかと思うんですけれども、県のほうはもう事足れりということですね。

◎島田都市計画課長 昨年度、議論の積み重ねは行われていると思っております。

◎吉良委員 具体的に言います。交通の状況について、いきなり歩道が非常に狭く、通学児童が危険な状況だということは、これは物すごく前面に押し出されてきているということなんですけれども。実際にそこではあったものがあります。これは昨年の7月12日ですけれども、7時40分から8時20分まで、これも何回も指摘しておりますけれども、あそここのところが27名、自転車が8台で、歩道を何の支障もなしに通っているということ。それから高知県が行っている渋滞対策協議会、年1回やっておりますけれども、ここの主要渋滞箇所、県は14区間45カ所と言っていますけれども、これも当該地は外れているんですよね。だからそういう面で言うと、交通の課題を解消し、というけれども、例えば1番最初に4車線ありきで計画を第2回るときに出してきたんですけれども、それはやっぱり時期尚早。意見をまだ聞かないうちから、初めに4車線ありきで出てきたんじゃないかと。もしこの、交通の課題を解消し児童の安全を図るということならば、この間どのような手だてを、あの南側のところでなさってきたんですか。そのことも一つお聞きしたい。そして私が申し上げたいのは、もしそうならば、当然歩道を広げるような、あの南側の部分を、電車通りから小学校へ行くほう、特にその西側の歩道を広げていく。そのためにいろんな策があると思うんですね。例えば、東側の歩道はもう潰してしまったり、そして車道の幅をちゃんと確保して、児童の通学についてはしっかりと安全を確保していくという案があってもしかるべきだと思うんですけれども、それもなされていないわけですよ。なぜそういうことをせずに急ぐんだと。急務であるならば、そういう手だてをするべきではないかと。またそういう手だてをとるつもりはあるのか、ないのか。ここでしっかりとお聞きしておきたいと思います。急務なんでしょう。

◎島田都市計画課長 先ほど、小学生の通行人の数の御説明がございました。我々も、提言をいただいた後にはなるんですが、朝の通学時の人数がどれぐらいかというのを、すごく気になりまして、私も街頭に立ちまして、はりまや橋小学校に通われる、この今回の中斷区間を通られる方を実測をしました。東門がございまして、東門を南から通って歩いてきて東門に入る児童の数でいきますと、小学生が102名。102名が南から東門のほうに入っております。小学生を除く歩行者が33名ですので、合計135名。さらに自転車が120台いらっしゃいましたので、結構な方がこの狭い歩道を通して、通勤通学をされている実態をつかんでおります。

◎吉良委員 それでどういう対応をとってきたんですか。

◎島田都市計画課長 今現在、この区間は高知市が管理をしております。高知市が何をしてきたかといいますと、南の入り口のガソリンスタンドのところにポールコーンを立て、大型車が回るときに内輪差で歩道に食い込まないように対策しかとれていなかったのが現状です。そういったこともありますので、なるべく早く工事を再開して、安全な状態にやっていきたいと思えますし。じゃあその5年間、工事が終わるまではどうしたらいいかにつきましては、工事をする県、それから道路管理者である市、また警察の方にも御協力をいただいて、その間こういった安全対策が好ましいかについて、協議をして検討してまいりたいと思えます。

◎吉良委員 急務であれば、本来そういう対策はね。今の小学生たちは、もう全部卒業してしまいますよ。1年生ならもう6年生、2年生なら卒業するわけですから。今通っているうちにとるのが本来あるべき姿だと思います。いずれにしてもこの提起の仕方というのが非常に不誠実で、本当に子供たちの危険を回避することを考えているのかということは、先ほど坂本委員もおっしゃいましたように、私は4車線化するがための理由づけではないかと。もう少し誠実に、児童の交通安全については考えていただきたいと。横道にそれると言いますが、例えば一ツ橋小学校の北の道路、産業道路へぶつかる場所ですね、あそこから吉田町のほうへ、愛宕3丁目のほうへ、東へ入る交通量は、1時間で300台です。愛宕中学校の産業道路から、一ツ橋小学校が北へ行くところ。あれが南からおりてくるときに、全部県警に調べてもらったんですけれども、300台あります。当該、私町内会長ですけれども、その安全性、つまり横道へそれるのが200数台とおっしゃいましたね。子供たちの安全を確保するためにどうするかというと、私たちはそこを交通規制してもらったんです。今ものすごく安心安全な、子供たちの通学時間帯になっています。だから、そういうことも含めてやれば、菜園場のほうに抜ける交通量も、私はしっかりとシャットアウトすることもできるということです。だから通学児童が危険な状況とって急務だというならば、そういうことも含めて総合的にやるべきだということを御指摘しておきます。

いずれにしても、私も本会議で御質問させていただきましたけれども、1番最初に4車線化がぼんと出てきましたよね。だからあれはやっぱりシフライングですよ。協議会をしてるのに、一体どのような道路形態が必要なのか、地域の状況を見て、やっぱりそうじゃなくって、もう1回原点に戻って、その地域にどういう道路形態がいいのかと、総合的に私は見直すべきだと思います。国土交通省も、いずれにしてもこの計画ができて25年たっていますから、その間に御存じのように、さまざまな新しい歴史や文化に対する法律もできていますよね。国土交通省みずからが歴史的な、史跡含めてしっかりと守っていく。そういう方向を、もうこの25年間のうちに示しているわけですから。やはりもう1回立ちどまって、この時代の流れの中で、私は道路を含めてまちづくりは検討し直していくと。四半

世紀前の道路計画、4車線化ありきを今そのままやるべきではないと思いますけれども。その時代的な、その限界も含めて、その流れについてはどうお考えですか。

◎島田都市計画課長 確かに、平成7年に都市計画決定をしておりますけれども。都市計画決定をして、順番に鉄道高架とか区画整理とか、このはりまや町一宮線も、区画整理北の比島工区があり、区画整理工区があり、それではりまや工区があるわけなんです。はりまや工区も久万川よりも北の部分があり、橋梁の部分があり、今回小学校よりも北側の区間があるというふうに、やっぱり順番に、どうしても都市計画事業というのは、長期的な視点に立って計画をしているわけがございますけれども、どうしても時間がかかるという部分はやはり否めないところがございます。確かに計画は、時間はたっているかもわかりませんが、交通量としましては、現在も4車線化を必要とする交通量を超えておりますし。人口減少を見込んだ将来交通の推計におきまして、4車線化の基準の交通量を上回っておるといふようなことから、はりまや町一宮線はりまや工区の道路の必要性というのは、今なお全然変わっていないと思っております。

◎三石委員 工事の再開に向けての説明、ずっとしてくれまして、よく理解できますね。平成12年に事業着手して、計画を決めたのは平成7年と言うたかね。ほんで平成23年に中断をして。まちづくり協議会からの提言とかずっとあって、高知市の意見も聞いて、「県の方針を明らかにする時期」と、こう来とるわけね。2ページも説明を受けました。交通の状況、希少動植物、歴史文化、これについても説明も受け、こういうことで対応して、したならば、こういうことで実現されるということですね。それで3ページも説明をし、よく理解もできました。この請願にもあるように、また他の委員さんも発言があったように、何をやるにしてもいろいろな意見はあるんですよね。できれば10人おったら、10人が全部プラス、賛成でやるにこしたことはない。それを目指さないかんですけれども、時期的、時間的というかな、もう随分、議論を尽くしているんじゃないかと、私はもう判断しますかね。できれば10人おったら10人が賛成と、こうあってもらいたいんやけれども、そういう努力はされた跡は私、十分感じますわ。けどここまでやって、どうしても意見が合わないことになって、途中で立ちどまるんじゃないかと、私はもうこれはやむを得んなど判断させてもらいますけどね。いろいろ、10人が10人ちゅうわけにはいかんけれどもやね。もう時期的に検討し尽くされているように私は思うわけね。そういうことでもう予算を認めないかんかなと、自分自身はそういう思いですけどね。頑張っていたきたいと思っておりますね。

◎西森委員 いろんないきさつがある中で、今回再開に向けての補正予算が出されたということでもあります。高知市からの意見でも、子供たちの安全安心のため早期の整備が必要であると。そして、南北交通のスムーズな流れのためにも、早期の整備が必要だと。そして、今回の計画は、環境また歴史に配慮した計画であるという、そういった高知市の意見もあるところであります。地元の自治体としてそういう思いを持って、県に対して進めて

いってもらいたいという思いを持っておるわけでありますので。ここはやっぱり県としても、今後早期の再開を目指してやっていただきたいと、お願いしておきたいと思えます。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

《請願》

◎加藤委員長 引き続き請願について行います。請第1号「都市計画道路はりまや町一宮線の未着工区間の工事再開の延期の請願について」でございます。

執行部の参考説明を求めたいと思えますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書紀 読み上げさせていただきます。

請第1号「都市計画道路はりまや町一宮線の未着工区間の工事再開の延期の請願について」。都市計画課。

要旨。都市計画道路はりまや町一区線の工事が約40億円もの工事費をかけて進められようとしている。しかし、この計画は都市計画決定から23年も経過している。時代の進展とともに交通量の減少や自然環境意識の高まり、防災水面の確保などの点から水辺空間を活用した都市再生を求める住民意識が高まるなど、取り巻く環境は大きく変化している。児童の交通安全を考えるのであれば別の方法もある。

新堀川周辺には江戸末期から明治にかけての色濃い、高知ならではの歴史が息づいている。幕末の尊王攘夷運動や明治の自由民権運動などに関係する武市半平太道場、中江兆民生誕地、陽明学を教えた岡本寧浦塾、ジョン万次郎を取り調べる中から開国につながる情報を得た河田小龍生誕地などがある。

現在では地元住民による七夕キャンドルナイト、釣り大会、花火大会などの各種催しが、新堀川をめぐって行われている。

また、高知県希少野生動植物保護条例の制定がなされるなど自然環境保護を大切にする県政も進められようとしている中、新堀川には、県指定希少野生動植物のシオマネキやトビハゼ、希少種のアカメ、県絶滅危惧種のコアマモなどが生息している。まさに街中の水族館である。

これらのさまざまな歴史・文化、そして街中の自然をもう一度見直すために以下を請願する。

1、都市計画道路はりまや町一宮線の工事を立ち止まって考えていただくこと。

請願者、高知市桜井町1-7-15、新堀川界限ネットワーク、世話人、西岡謙一、田中正晴、ほか1,199名。紹介議員、塚地佐智、米田稔、吉良富彦、中根佐知。受理年月日、平成30年6月27日。

以上です。

◎加藤委員長 それでは、都市計画課からの参考説明を求めます。

◎島田都市計画課長 それでは都市計画道路はりまや町一宮線の未着工区間の工事再開の

延期の請願につきまして、参考説明をさせていただきます。先ほどお配りしました、請願に関する参考説明資料の1ページをお開きください。

上段の四角で囲んでいるのは、請願書に書かれてあります請願の趣旨及び理由でございます。先ほど朗読のありましたものと内容は同じです。この請願書の内容について、アンダーラインを引いている箇所について、県の意見を述べさせていただきます。

まず①、「都市計画決定から23年も経過しております。時代の進展とともに交通量の減少」というのがございますが。この資料の4ページをお開きいただきまして、横にさせていただきますと、左上にはりまや工区の工事中断区間の現状を記載しているところがございます。工事中断区間の交通量は、北側区間の4車線整備により、JRを交差する南北交通のアクセスが向上し、平成23年に増加をしまして、昨年2月では1日当たり1万600台となっております。また人口減少を考慮した将来においても、1万7,600台の交通量が推計されていまして、現状と将来ともに4車線化の基準交通量である9,600台を超えています。はりまや町一宮線、はりまや工区の交通量については、減少することなく、さまざまな交通の問題を引き起こしていることから、今もなお整備の必要性は変わっていないと考えます。

1ページにまたお戻りいただきまして。次の②、「児童の交通安全を考えるのであれば別の方法もあります。」につきましては、まちづくり協議会では、児童の安全確保の代替案として、先ほども御意見が出ましたが、この中断区間を歩行者天国やスクールゾーンにする提案が協議会でございました。3ページをお開きいただきまして、はりまや町一宮線の位置づけは大きく三つございます。一つ目は、右上に書いておりますが、高知インターチェンジと高知市中心部を結ぶアクセス道路であり、二つ目は、JR土讃線連続立体交差事業など、高知駅周辺都市整備の一環の街路事業として整備される唯一の南北幹線道路であり、三つ目は、高知市の中心部への通過交通を排除する、市街地環状ネットワークを形成する道路でございます。

この地図に、工事中断区間約280メートルと、点線で表示しているところがございますが、ここのこのボトルネックとなっている工事中断区間に、歩行者天国とかスクールゾーンなどの交通の規制をかけますと、先ほども説明しましたが、ほかの路線へ車が流入し、新たな渋滞や交通安全上の問題を引き起こす恐れがあると考えます。

また1ページにお戻りいただきまして。次の③、「各種催しが、新堀川をめぐって行われている。」につきましては、私も昨年七夕キャンドルナイトに参加させていただきました。また課の別の職員は、花火大会にも参加させていただいたことがございますが、既に4車線化された空間で行われておりまして、工事再開によって南側区間の歩道が広がり、水面がふえることで、これらのイベントの活動の場が拡大するのではないかなというふうに考えます。

次の④、「工事を立ち止まって考えていただくこと。」につきましては、先ほども御説明

させていただきましたが、平成23年の工事中断の前から、交通量や自然環境の調査を10年以上行い、まちづくり協議会を5回開催し、またパブリックコメントを2回行うなど協議を積み重ねてきており、歩行者の安全対策は待ったなしの状況であることから、早期の判断が必要と考えたものです。

次の2ページをお願いします。上段の四角で囲んでいるのは、請願書面の文面です。このたび、1,199名の方から署名をいただいたことについては、重く受けとめたいと思っております。その文面について、アンダーラインを引いている箇所について、意見を述べさせていただきます。

その前に、県が工事再開の判断を行うに当たりましては、まず、まちづくり協議会からいただいた提言を尊重させていただきました。提言では、道路整備のあり方としてふさわしいと評価していただきました新たな道路計画案というのは、①交通の状況、②希少動植物、③歴史・文化、④まちづくり、の四つのテーマの調和を図ったものでありますが、その新たな道路計画案が正しく認識されないまま署名されている方も、ひょっといらっしゃるのではないかと懸念をしております。特に、4車線化することが強調され、歩道を広げる計画について触れられていないことを、最初に意見として述べさせていただきます。

①の「新堀川を覆う形で」と表現されておりますが、9ページをお開きいただきまして。真ん中に断面図がこう三つ並んでおりますが、道路の拡幅に当たりましては、新堀川に張り出す栈橋形式を採用しております。見ておわかりのとおり、道路の下も水が流れておる状況です。

5ページをお開きいただきまして。左下に記載していますが、日が当たらない環境においても試験的に駐車場の一部を撤去したすき間に日が当たることで、この資料ではコアマモだけの表記となっておりますが、シオマネキとトビハゼも生息していることがわかりました。また右下には4車線工事が完成した北側区間のわずかな空間にも、シオマネキやトビハゼ、コアマモが生息していることがわかりました。

6ページをお開きいただきまして。左の端が現在の日の当たる水面の面積、1番上に2,044平方メートルとございますが、その隣には、新たな道路計画案は、日の当たる面積は2,451平方メートルでして、約20%ふえます。さらにその右側に、ただ日の当たる面積をふやすだけではなくて、専門家のアドバイスに基づき、シオマネキやトビハゼ、コアマモが生息しやすいように、干潟や水面を創出する絵を載せております。これ先ほども御説明しましたが、自然を相手にすることですので、100%成功する確証はございません。創出した環境は、完成後もモニタリングを行いながら、適宜改善していくことで、希少動植物の生息環境は今よりよくなると考えております。

また2ページにお戻りいただきまして。②の「設計速度50キロの4車線道路ができます。スピードが上がり、児童の交通事故が心配です。」というのがございますが。4ページをお

開きいただきまして。左の写真をごらんいただきますと、今は歩道が狭く、自動車が歩行者のすぐ脇を通過している状況です。4車線化しますと、渋滞の解消によってスピードは上がることは予測されますが、左下の図面のとおり歩道の拡幅によって車と歩行者の間隔が広くとれるため、歩行者の安心感は増すと考えます。

また2ページに戻っていただきまして。次に③、「横堀公園を削ってまでも、4車線道路をつくらうとしております。」につきましては、5ページをお開きいただきまして。真ん中に細長い図面がございますが、新堀橋の下流の横堀公園前はコアマモの赤い分布や、シオマネキとトビハゼの赤と青の点が多いように、現在新堀川における希少動植物の一大生息地になっています。この現在の豊富な生息環境を再現するために、6ページをお開きいただきまして。右下に図面がございますが、同一断面でコアマモ、シオマネキ、トビハゼが生息できるようにするために、横堀公園を切り込むものでございます。

2ページに戻っていただきまして。次の④、「京都市は近年、メインストリートの四条河原町通りを、わざわざ4車線から2車線にして車道を狭めて歩道を広げ、中心部のにぎわいを創出しています。」というのがございますが、10ページをお開きいただきまして。上の「整備前の状況」に書いておりますが、四条通は歩行者の通行量は京都市内で最も多く、繁華街であるため、左の写真のとおり、バス待ちの方と歩行者が交錯するなど混雑が激しく、ゆっくり散策したり買い物ができる状況ではなかったようです。整備前の断面図のとおり、休日1時間あたりに両側合わせて幅7メートルの歩道に、歩行者が約7,000人通行し、一方、幅15メートルの4車線道路に、乗用車を人数に換算すれば約2,200人が通行するという、幅員と人数の関係がアンバランスだったようです。それを、右側の整備後の断面図のように、車道を2車線に縮めて、ゆとりある広々とした歩道を整備したケースでございませぬ。高知で言いますと、追手筋の日曜市が似通ったケースではございますが、この四条通は京都市内有数の繁華街を抱え、1日約35万人が乗降する京都有数の交通結節点であることから、高知には当てはまらない事例だと考えます。

2ページにまたお戻りいただきまして。最後の⑤、『お年寄りや子供たちに優しく、ゆったりとして、高知の特性を生かした「歩ける観光地」』については、新たな道路計画案は歩道を3メートルに広げることで、ゆったりと安全安心で快適に歩ける歩行空間を確保するものです。8ページをお開きいただきますと。真ん中下にイメージ図をつけておりますが、新堀川の東側は昔ながらの石垣で連続的に再生し、川沿いの市道は歴史の道として整備をします。高知市が行っている、まち歩き観光コースである「土佐っ歩」ヘルートを組み入れることで、地域のにぎわい創出や観光振興に寄与するものではないかと考えております。

最後になりますが、本日の委員会前に請願者から趣旨説明がございました。その際に、国土交通省道路局が出されている、構想段階における道路計画策定プロセスガイドラインに沿ったプロセスを踏んでいないという御意見がございました。私もガイドラインを見て

みますと、計画策定プロセスに求められる要件としまして、透明性、客観性、合理性、公正性がございますが、協議会を公開で開催し、結果もホームページで公表していることから、透明性はあると考えますし、また、交通量や環境調査など、データに基づいていることから、客観性もあるのではないかと。あと、もともと都市計画法の 절차를踏んでいることに加えまして、パブリックコメントを行った上での協議会での開催であることから、合理性もあるのではないかなど。最後に、協議会における公開の場で、議論の積み重ねを行っているということから、公正性も満たしているのではないかなどと考えます。

あと最後に、請願者の方のお家の前について、雨が降ったらちょっと欠陥みたいなこともあるという御発言がありました。本来、道路管理者が管理をきちんとやらないといけないわけではございますが、なかなか全部について目が行き届かないのが実態でございます。何かお困りのことがありましたら、県のほうへ御連絡していただきたいと思っておりますけれども、今回は既にお話をお聞きしておりますので、土木事務所に連絡をしまして、詳しく内容を教えていただいた上で、対応していきたいと考えております。

以上で、都市計画課の説明を終わります。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 まず、午前中の請願者の提案説明は5分で制限されて、それに対する執行部の見解は20分取られるという、こういう運営のあり方がどうなのかというのが一つあります。

先ほどまちづくり協議会が、非常に公平、公正、客観性、そういった手順を踏まれてきたということでしたが。私も何度か傍聴する中で、例えばOB、OGの会の方たちに意見を述べさせる時間が、例えば何分というふうな制限をされて、それに対してほかの委員が集中砲火を浴びせるような議論の仕方が、果たして公平公正な、あるいは中立的な立場でされていたのかというと、非常に疑問を感じざるを得ません。そういったことが、今回のこの請願に対する執行部の見解説明にも伺えるような気がしました。それは私のあくまでも感想ですので、それに対してどうこうという答弁はいただきませんけれども。

例えばこの請願の趣旨及び理由、1ページのところにありました。キャンドルナイト、③のところに書いています、キャンドルナイトや花火大会は既に4車線化された空間で行われており、とありますが、それは、もともとキャンドルナイトは4車線化する前からやっていたんですよ。それは、雁木といって、もう今は4車線化したときに埋設されてるんですね。あの埋設される前に、水辺にあった雁木の上にずっとキャンドルを並べて、夕刻キャンドルナイトをやっていたんですよ。それは塞がれたからこういうふうにしざるを得んということ、きちんとわかっちゃかんといかんと思えますよ。

そういう意味で、私は今回この請願のことは、非常に執行部の見解が揚げ足取りをするためにつくったような資料に基づかれているとしか思えません。さっき私が説明

しました、まちづくり協議会の中で、資料で出されていたものがずっとここへ出されてますけれども。5ページにありますような、先ほど吉良委員もおっしゃっていた横堀公園の西隣にある干潟、ここにはシオマネキが1個体しかなかったというのは、この図を見たらこれ1個体というふうに見えますか。凡例のところにあるように、青の点線で囲んだ部分がここにも幾つもあるように見えるじゃないですか。極めて意図的なつくり方を。先ほど私が聞いてから、初めて1個体ということがわかったんですけれども。そういうことを含めて、この資料自体の作成の仕方にも、私は疑問を感じます。さらに2ページに戻って、請願署名に対する県の意見というところで。①のところには、道路の拡幅に当たっては、新堀川に張り出す栈橋形式を採用していますが、駐車場の撤去と横堀公園の切り込みにより、と書いています。つまり4車線化して栈橋形式をとるから、横堀公園に切り込まざるを得ない、空間を確保するために、横堀公園に切り込まざるを得なかったわけで。それを③番のところでは、横堀公園の切り込みは、現在の横堀公園前の豊富な生息環境を再現するために行うものだ、という言い方も含めて、非常に齟齬を生じたものになっていると感じました。以上です。

◎西森委員 今回請願が出されていて、署名も1,199名されているということでありまして、その署名に対して、土木部としてきっちりと精査しているのかどうか。例えば、署名というのは直筆でないといけないと思うし、代筆とかは違うんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりは精査しているのかどうか。

◎島田都市計画課長 はい。私も全部目を通しました。署名ですので、誰か親が書いて、家族の住所を書くというのは、それも一般的といいますか、珍しくないこととは思いますが、中にはちょっと住所が印刷されているような部分も見受けられましたので。けれどもそれも、やはり一人一人の署名された方の御意思だとは思っております。

◎西森委員 住所が印刷されたというのは、どういう形で印刷をされてるということなんでしょう。

◎島田都市計画課長 あらかじめ署名に特定の団体名を。特定の団体名気付ということで、住所を印刷されている署名も何枚かございました。

◎西森委員 そうすると、特定の団体名の住所が書かれていて、そこに自分の名前を書く、もしくは家族の名前を書くという署名が幾つかあったということですか。

◎島田都市計画課長 はい。私が確認したところございました。

◎西森委員 それはこの1,199の中でどれぐらいあったんでしょう。そういうのも一応精査した上で、1,199ということで考えていいのかどうか。それとも、その印刷されたものも全部ひっくるめて1,199なのか。

◎島田都市計画課長 署名の枚数は全部で約240枚。1枚5名ずつ書ける署名でございますので。うち62枚が住所が印刷されている状況でございました。

◎西森委員 62枚ということは、5名となると、300。この1,199の中の300ぐらいが、そういう住所が全く同じところの住所で、名前だけが書かれている。それとはまた別に、家族が書いている、そういったお名前の方もいらっしゃった。そういうことだということで、今確認をさせていただきました。それと、あつこの地元の、そこまであれしてるのかどうかかわからないですけど、地元の方の署名というのは、どれくらいあったんでしょうね。いわゆる、はりまや町だとか桜井町だとか、この地元の方の。

◎島田都市計画課長 今回はりまや橋小学校の校区でいきますと、1%ぐらいだったと思います。

◎西森委員 1パーセントというと、1,199名ですんで、11名、12名ぐらいだという考えでいいんですかね。はい、わかりました。

◎坂本（茂）委員 議会に出される請願には、署名は本来必要ないですよ。

◎加藤委員長 ありません。はい。

◎坂本（茂）委員 署名のあれも、いわゆる全部自筆でなければならないという規定もないですね。

◎加藤委員長 はい。

◎坂本（茂）委員 はい。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、土木部に係る請願を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は午後4時といたします。

（休憩 15時41分～15時58分）

◎加藤委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈住宅課〉

◎加藤委員長 土木部から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けるといたします。

非強制徴収債権の放棄について、住宅課の説明を求めます。

◎川崎住宅課長 住宅課の川崎でございます。土木部報告事項の住宅課のインデックスのついた資料をお開きください。

高知県債権管理条例第14条の規定に基づき、非強制徴収債権を放棄したことについて、本会議でお配りした資料のうち、住宅課が所管しています（1）総括表、番号3の、県営住宅使用料に係る債権13件、336万3,690円について御説明をさせていただきます。

これまで、住宅使用料に係る長期債務者に対して、文書等で納付指導を行うほか、明け

渡しや支払いを求める訴訟の提起や、明け渡しの強制執行、外部のサービスや弁護士への委託などにより、債権の回収に努めてまいりました。しかしながら退去滞納者の中には、所在が不明などのため長期にわたり接触できていない方や、支払う意思や能力がない方が存在し、時効期間を経過している債権が発生しています。

資料の2ページをごらんください。高知県債権管理条例は、県の債権の管理に関し、徴収その他の必要な事項を定めることにより、その管理について一定の適正化を図り、もって健全な行財政の運営に資することを目的に昨年4月に施行されました。本日御説明いたします県営住宅の使用料は私債権となりますので、条例第2条第1項第5号の非強制徴収債権に該当するものです。そして、条例第14条第2項の規定において、知事は私債権のうち、消滅時効の期間が経過しているものについて、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる、と定められています。

それでは、債務放棄をすることができる事由の具体例について御説明いたします。第14条第2項第1号の強制執行になる財産がないときですが、裁判所を通じて行う強制執行で、対象とできる財産がない場合がこれに該当します。また、債権額が少額で取り立てに要する費用に満たない場合についても、費用倒れになることから、この条項に該当するものと運用しています。

次に、第2号の強制執行をすることによって、債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときですが、強制執行を行うことによって、債務者を生活困窮の状態に陥れるおそれがある場合で、既に生活保護を受給しているか、それと同程度の収入の水準であるなど、債権放棄の検討時点で生活困窮の状態でないかどうかをもって判断をしています。

第3号の債務者の所在が不明であるときは、住民票上の住所地に居住しておらず、連絡がつかない状態ですが、住民票が調査できず、また本籍の情報もなく、現在居住地を特定できない場合もこれに該当します。

住宅課において、昨年度に時効期間を経過している債権について、順次債務者本人及び連帯保証人の所在調査等を行った結果、条例第14条第2項の要件に、13件が該当していることを確認いたしました。

資料の3ページをごらんください。放棄した金額は、1万5,500円から87万2,960円となっています。債権放棄事由については、先ほど御説明しました第2項第1号の強制執行となる財産がないときに該当しているものが番号の1番から6番と、12番、13番です。第2号の、強制執行することによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに該当するものが7番です。第3号の、債務者の所在が不明であるときに該当しているものが、8番から11番です。表の住所は、もともと登録していた住所を記載していますが、現在は

ここに住んでおらず、所在が不明となっております。債権の放棄決定の日は、いずれも平成30年3月30日です。

最後に、住宅使用料の滞納対策につきましては、面談による納付指導など、入居者の事情に応じて丁寧に対応するとともに、必要に応じて法的措置も行い、引き続き適正な管理に努めてまいります。

以上で、住宅課の説明を終わります。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎吉良委員 これ額が、例えば7番の方なんかは87万円なんてなっていますけれども、これは一遍にこれを返すということじゃないわけですね。その都度その都度、被債権者に対しては請求なさっていた、その結果こういうふうになったと捉えていいわけですか。

◎川崎住宅課長 滞納額がたくさんたまってたまっての、87万円となっております。退去するときなんかにも督促をしています、督促をした後、また今回この放棄をするに当たっても、住所を調べられるところは調べて、手紙を書いて、反応がなかったところなんかのものが今回放棄の対象になっています。

◎吉良委員 督促するタイミング、期間はどうなっているんですか。毎月。どういう状況になったら督促状を出すわけ。

◎川崎住宅課長 今、一月たまればまず督促、案内を出すようにしてしまして。3カ月たまれば、明け渡しの請求をしますということの予告をさせてもらっております。現在は滞納家賃が発生しないようにというところの取り組みをしていますが、過去の退去滞納者の金額については、そういった取り組みが十分できていなかったために、今回時効の期間も過ぎていているというところで、債権の放棄をさせていただくということになっております。

◎西森委員 これいろいろ債権放棄の事由は、1号から3号まであるわけなんですけれども。結構少ない金額の方もいらっしゃいますね。例えばこの4番の方とか5番の方。理由を見ると、強制執行の対象となる財産がないという理由で、債権放棄をするということなんですけれども、預貯金だとかそういうものが一切ないという考えでいいんでしょうか。

◎川崎住宅課長 金額が少ない方は、一月分の滞納です。退去したときに、もう精算をして出て行っていると思っっている方でして、その後請求をしても、なかなか金額をお支払いいただけないという形のもので、時効の期間を過ぎています。加えて今回の第1号につきましては債権が少額で、その費用を取り立てに行っても費用倒れになる場合、放棄することができるという規定になってしまして、滞納者の財産がどこにあるかを調べるための費用と、今回放棄する費用と、計算して比較したときに、費用倒れになるものについては、今回放棄をさせていただくという整理になっております。

◎西森委員 この時効は5年という考え方でいいんでしょうか。

◎川崎住宅課長 はい、基本的には5年でございます。

◎西森委員 そうすると今回出てきた13件というのは全て5年が経過したもの、もしくはもっと6年、7年前のものも、これに入っているのかどうか。

◎川崎住宅課長 5年は既に経過してしまして、それ以上に長いものがたくさんあります。

◎西森委員 その判断ですね。5年過ぎていても滞納整理をしていないものもあれば、5年過ぎて、5年に近い段階でしていくという、その判断はどういう判断をされているということなんでしょうか。

◎川崎住宅課長 今回の条例は、あくまでも時効の期間が過ぎたものということで整理されていますので、時効の援用をされるとそれっきりになるものを、援用もされていないところのものが対象になっているということになっています。時効の期間は、もう既に5年は過ぎているものばかりでございます。

◎西森委員 そこはわかったんですけども。5年過ぎて、例えば6年目で債権放棄をしたものもあれば、長いのもあるということですから。どれくらい、10年ぐらいのものもあるのかもしれないですけども。その、例えば6年で債権放棄をするものと、もっとそれ以上時間を置いてするものとの差は、どこで出てくるのでしょうか。

◎川崎住宅課長 今時点で時効が来ているのが約300件くらいありまして、その中で今回債権放棄する第1回目ですから、金額の少ないものであるとか、所在が不明なもの、それから生活に困窮されている方、ということで整理ができた方だけをまず上げさせてもらっております。この後引き続き、同じような作業をどんどんやっていかないかんことになっていきます。

◎西森委員 生活に困窮という面も、今は困窮かもしれないですけども、例えば1年、2年、3年たっていく中で、その方の生活は改善されていく可能性もあると思うんですね。そのあたりはどういう判断をされるんでしょう。

◎川崎住宅課長 今回整理をする段階で生活に困窮されている方、という整理をさせてもらっています。特に御高齢の方ですから、今後収入がふえるという見込みは、まずないかなという整理をさせてもらっています。

◎西森委員 わかりました。そしたら、そういう高齢の方であって、なかなかそりゃもう戻すという状況にはならないというところなんかを見て、今回こういう判断をされたということですね。

◎川崎住宅課長 そのとおりでございます。

◎加藤委員長 質疑を終わります。

以上で、土木部を終わります。

《採決》

◎加藤委員長 それではお諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案2件、条例その他議案10件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

第1号議案「平成30年度高知県一般会計補正予算」について、吉良委員から修正案が提出されておりますので、書記に配付させます。

修正案の提出者の説明を求めます。

◎吉良委員 議案に対して論議も深めてまいりました。1号議案の中の、補正予算で土木部の都市計画費にかかわって2億7,393万2,000円、これを削除するという修正案です。

その提案理由は、議案の審議の中でも申し上げましたように、十分にまだ審議が尽くされていないということです。それから計画以降25年、四半世紀たって、それぞれの国土交通省も含め、文化財を保護していく方向での時代の流れの中で、あるいは生物多様性も守っていくという中で、それらについてしっかりとまだ精査がされていないということです。

そういう意味で、請願にもありましたように、私たちが紹介したわけですがけれども、いま一度立ちどまって環境アセス含めて、県民の合意を得る必要があるんじゃないかということで、この修正案の提出をさせていただきました。よろしく願いいたします。

◎加藤委員長 修正案は、ただいま提案されたとおりであります。修正案提出者に対する質疑を行います。

(なし)

◎加藤委員長 質疑を終わります。

これより、修正案の採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。

さよう決定いたしました。

これより、採決に入ります。

第1号議案「平成30年度高知県一般会計補正予算」に対する、吉良委員から提出された修正案について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 挙手少数であります。

よって、修正案は、賛成少数をもって否決されました。

次に、第1号議案「平成30年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第4号議案「平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第4号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第9号議案「高知県が当事者である訴えの提起に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第9号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第11号議案「新足摺海洋館建築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第11号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第12号議案「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第12号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第13号議案「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第13号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第14号議案「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備（汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備）工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第14号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第15号議案「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備（汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備）工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第15号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第16号議案「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備（汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備）工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第16号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第17号議案「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第17号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第18号議案「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第18号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

報第1号議案「平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、報第1号議案は、全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

（執行部退席）

《請願審査》

◎加藤委員長 それでは次に、請願について審査を行います。

請第1号「都市計画道路はりまや町一宮線の未着工区間の工事再開の延期の請願につい

て」を議題とし、審査いたします。

それでは御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

◎ もう言うた。

◎加藤委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

《閉会》

◎加藤委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

7月4日水曜日は、午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎加藤委員長 本日の委員会はこれで閉会いたします。

(16時15分閉会)